

八王子市みどりの基本計画改定版 (素案)

令和元年（2019年）10月
環境部 環境保全課

目次

第1章 計画の基本的事項

1	八王子みどりの基本計画とは.....	1
	(1) 「みどりの基本計画」とは.....	1
	(2) 改定の趣旨.....	1
	(3) 計画の位置付け.....	2
	(4) 計画の期間.....	2
	(5) 本計画の“みどり”とは.....	3
2	みどりの機能.....	4

第2章 みどりの現状と課題

1	八王子市の概要.....	8
2	前計画からの課題.....	10
	(1) 前計画の目標.....	10
	(2) 主な成果と課題.....	12
3	みどりに関わる社会情勢など.....	15
	(1) 社会情勢への対応.....	15
	(2) 自然環境問題への対応.....	16
4	国等の方向性.....	19
5	市民意見.....	22
6	計画改定の考え方.....	24

第3章 みどりの基本計画

1	基本理念.....	25
2	みどりの将来像.....	25
3	基本方針.....	27
4	計画の目標.....	28
5	施策の構成.....	29
6	施策の展開.....	30

第4章 地域別の方針

1	地域別の方針	56
2	中央地域	57
3	北部地域	61
4	西部地域	65
5	西南部地域	69
6	東南部地域	73
7	東部地域	77

第5章 計画の進行管理

1	計画の進行管理	81
	(1) 推進体制	81
	(2) 進行管理	81
2	施策一覧	82

資料編

1	市の概況	
2	みどりの現状	
3	市民意見	
4	みどりの基本計画の改定経過	
5	用語集	

第1章

計画の基本的事項

1 八王子市みどりの基本計画とは.....	1
(1) 「みどりの基本計画」とは.....	1
(2) 改定の趣旨.....	1
(3) 計画の位置付け.....	2
(4) 計画の期間.....	2
(5) 本計画の“みどり”とは.....	3
2 みどりの機能.....	4

1 八王子みどりの基本計画とは

(1) 「みどりの基本計画」とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」などの事項を総合的かつ計画的に実施するための緑とオープンスペース^{*}に関する総合計画です。

「八王子すみどりの基本計画」は、上記事項を踏まえて八王子市が策定する計画で、みどりに関する各種施策を総合的・体系的に取りまとめています。

この計画に基づき、市内のみどりの保全、緑化の推進及び都市公園の整備や管理などを図ることで、みどりを活かした豊かなまちづくりの推進を目的としています。

(2) 改定の趣旨

八王子市の豊かなみどりは、市民共有の財産であり、私たちの生活を支えている基盤のひとつとなっています。定住意向のある市民の65%以上が、自然の豊かさを定住したい理由にあげており、自然環境の重要な要素であるみどりを次世代に継承していくことは、私たちの重大な責務となっています。さらに、みどりの持つ様々な機能について十分理解し、その機能を高めていくことも急務となっています。

「八王子すみどりの基本計画」は、平成22年（2010年）に策定され、策定から10年が経過しました。その間に市の上位や関連計画の策定及び改定、本市の人口やみどりを取り巻く状況、市民ニーズなどの変化が起こり、さらには都市緑地法等の法制度の改定を踏まえる必要から改定を行いました。

これまでは、経済成長や人口増加等を背景とした「みどりの量」の整備を急ぐ時代であり、保全した緑地面積の拡大や都市公園の整備など、みどりの「量の確保」を重視した施策を展開してきました。しかし、社会の成熟化や都市インフラの一定程度の整備などの社会状況の変化を背景として、みどりの量を確保するだけでなく、みどりが持つ多機能性を都市や地域のために引き出す（=質の向上）ことが重視されてきています。本市においてもみどりの活用や、管理・活用のための多様な主体との連携などが課題となっています。

そこで本計画では「みどりの環境調和都市」の実現を目指し、みどりの質の向上や量の確保、パートナーづくりを推進するための基本方針を定めました。この計画を推進するためには、市民・事業者・行政のそれぞれが共通した現状認識を持ち、地域の特性に応じたあるべき姿、取組みの方向性を共有しながら施策を実行することが必要です。今後も、みどりの質の向上としてみどりが持つ機能に配慮した取組みを行うとともに、市民・事業者との協働によるみどりの保全や管理を進めます。

^{*}緑とオープンスペース：国土交通省による「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開（H28.5）」において、「都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅等の植栽地）、民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化等）、法律や条例等により保全されている地域性緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区等）を包括する概念として位置づけ」として定義しています。

(3) 計画の位置づけ

本計画には、調和・整合を図るべき上位計画として、「第2次八王子市環境基本計画」、「第2次八王子市都市計画マスタープラン」があります。また八王子市環境基本計画と連携を図るべき関連計画として、「八王子市水循環計画」、「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」、「八王子市ごみ処理基本計画」があります。

その他、東京都と区市町が合同で策定した、公園・緑地についての「都市計画公園・緑地の整備方針」やみどりを確保するための「緑確保の総合的な方針」などと整合を図る必要があります。

上位計画における主な関連キーワード

「市民と行政の協働」、「地域コミュニティ活動の活性化」、「子供が健やかに育つ地域づくり」
 「災害に強い都市基盤整備」、「人と自然が共生したまちづくり」、「豊かな自然の次世代への継承」

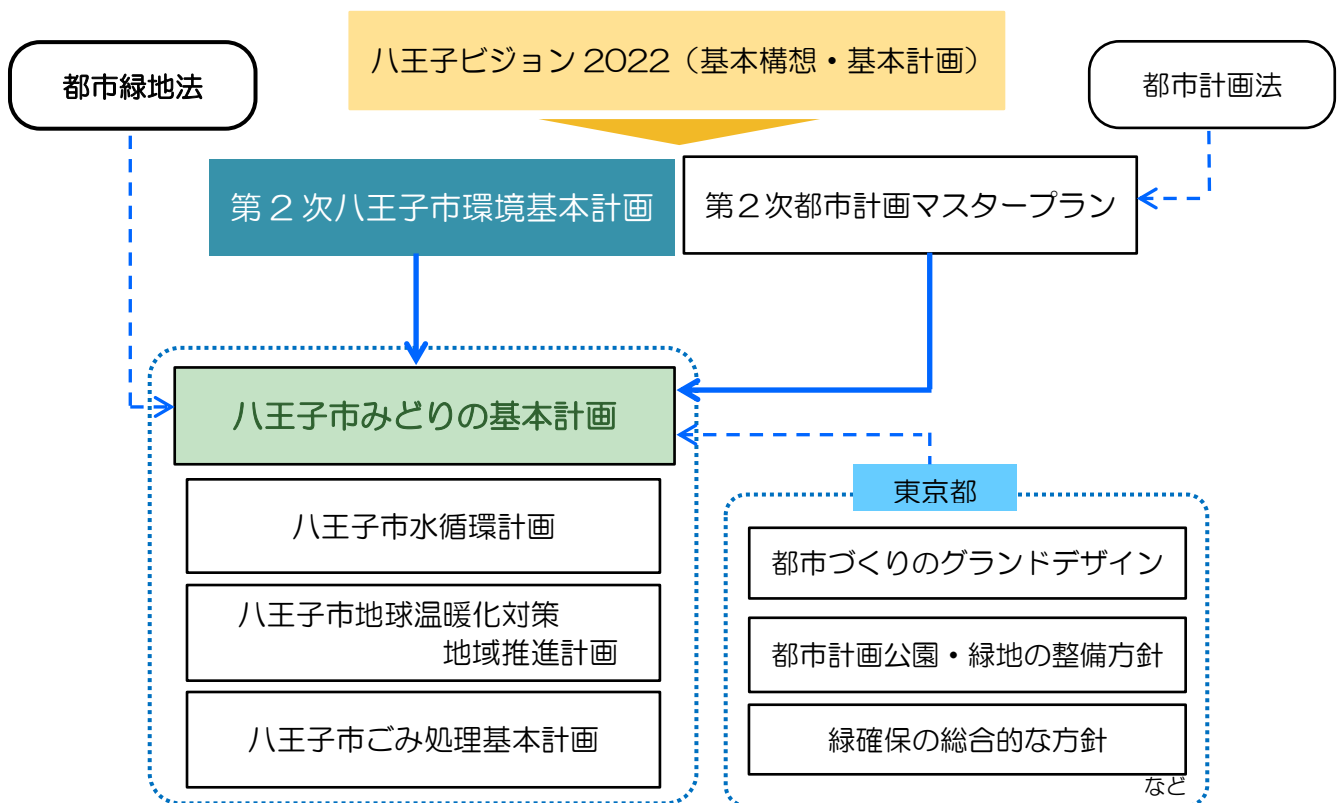


図. 八王子市みどりの基本計画の位置づけ（一部抜粋）

(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。なお、計画策定から5年後の令和7年度（2025年度）に中間見直しを行い、その他社会情勢の変化や計画の進捗に状況等に合わせて、必要に応じた見直しを行うこととします。

(5) 本計画の“みどり”とは

本計画での「みどり」は、樹木や草花のほか、樹林地、草地、公園、農地、水辺地などとそれらが一体となって構成されている自然的空間と定義します。

これらみどりには下記のような多様な要素が含まれます。

- ・自然の動植物などの生き物・まちにうるおいを与える木々や花など
- ・公園・森林・農地・水辺地などの緑被地やオープンスペース
- ・生き物相互あるいは地形・土壌・水・大気・気象・人為など周囲との関係の上に成立している生態系
- ・レクリエーション、防災、大気汚染や騒音の防止、水質の保全、気象の緩和などの機能を持つ空間
- ・快適さ・美観・愛着・八王子らしさなどの人の意識や活動、生活と関わる景観

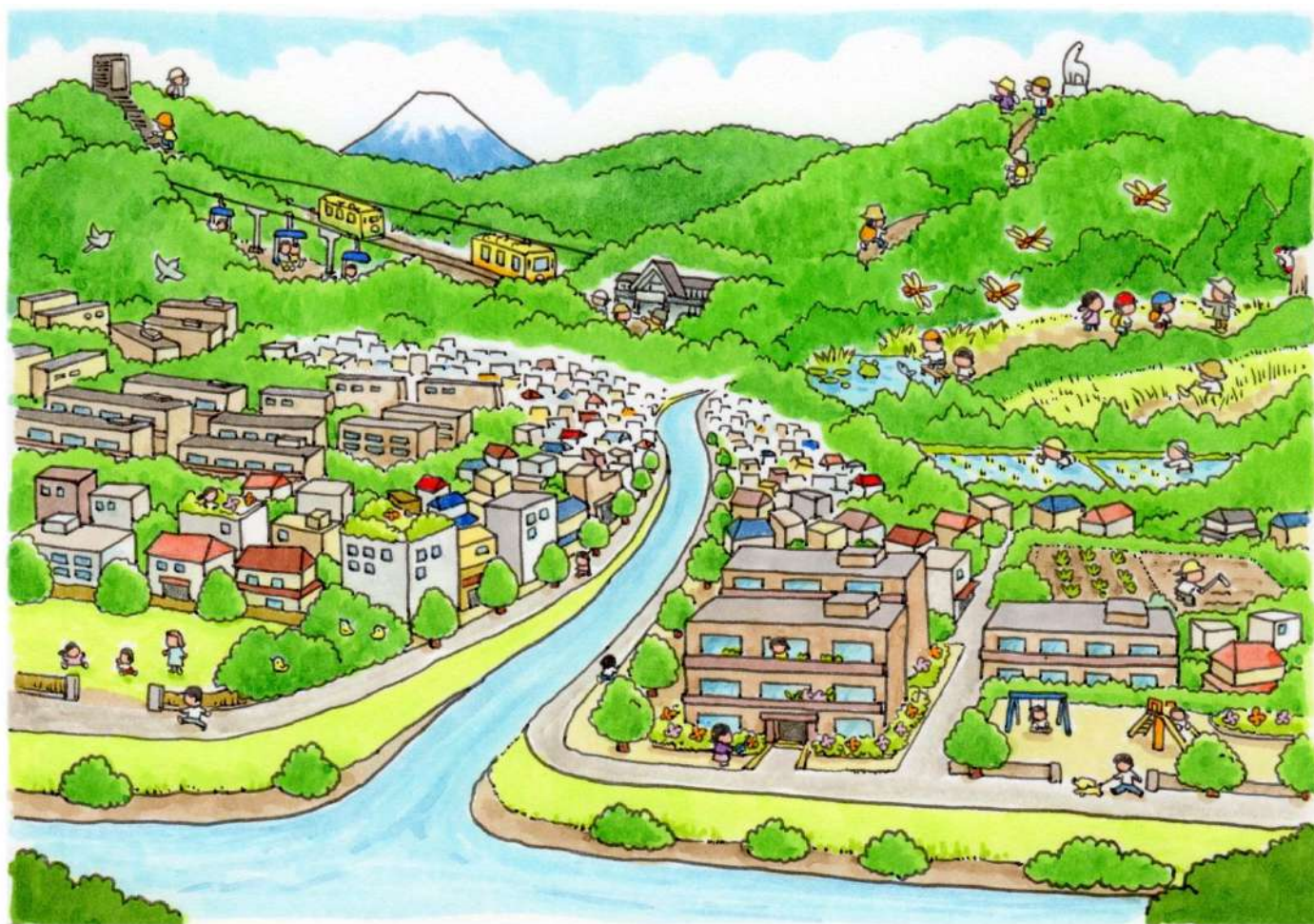


図. みどりのイメージ

2 みどりの機能

みどりは、大気の浄化や二酸化炭素の吸収などそれ自体が持つ直接的な機能のほかに社会生活と深い関わり合いの中で形成される間接的な機能など、多面的で複合的な機能を多く有しています。これら機能は我々の生活や生き物の生存のための基盤となるだけでなく、生活の質（QOL）の向上や都市の魅力を高めるなどまちづくりにも欠かせない要素となっています。

本計画では多種多様なみどりの機能を大きく以下のように整理しました。

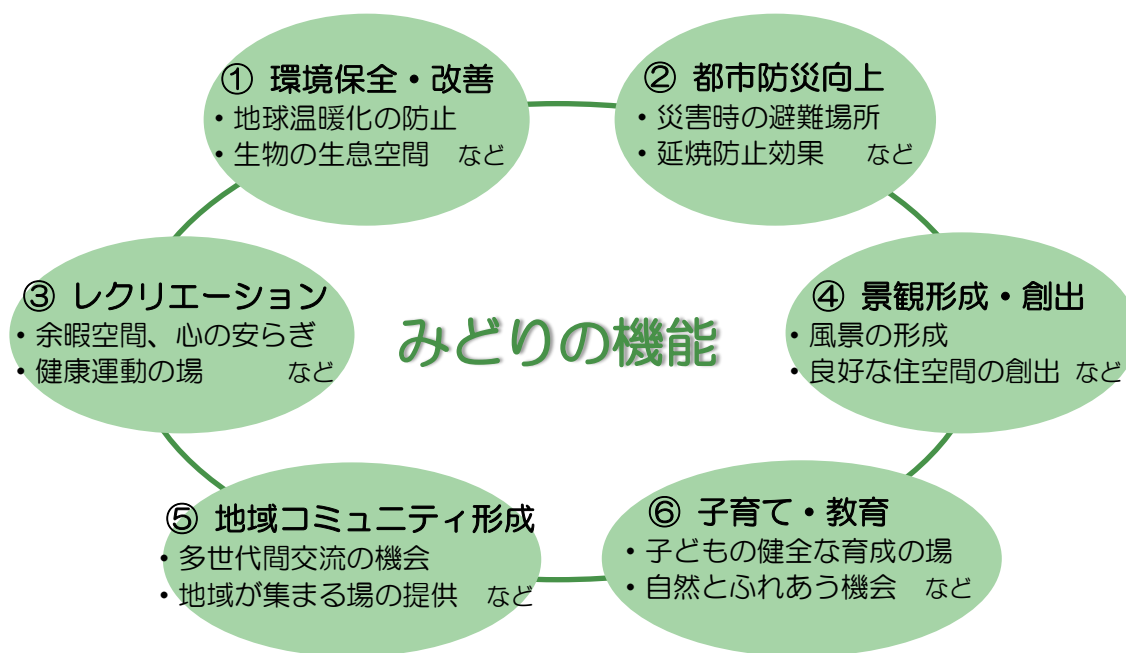


図. みどりが持つ6つの機能

① 環境保全・改善

まちなかの植物は、水分の蒸発や日かげを作ることによって、都市の高温化を和らげます。また、河川や樹林地に沿って涼しい風が運ばれるなど、都市のヒートアイランド現象を緩和する効果があります。

植物は二酸化炭素吸収源であることから地球温暖化軽減の観点から重要であり、雨水を蓄える機能や地下水の水量を調整する機能により健全な水の循環にも役立っています。

森林、里山、河川、田畑など多様な自然環境は様々な生き物の生息・生育環境の基盤となっており、生物多様性を確保する上で非常に重要です。



二酸化炭素吸収源や生き物の生息場所になる樹林地

② 都市防災向上

みどりは震災などの非常時には避難の場所や復旧活動の拠点として活用されます。また、公園や農地などのまとまったスペースや生け垣などの植栽帯は火災発生時の延焼遅延や防止の効果を有しています。

さらに農地にある防災兼用井戸を利用することで災害時における被害の軽減にも役立ちます。



避難場所としての公園

③ レクリエーション

みどりは運動やスポーツの場を提供することで、市民の健康の維持や増進に寄与します。

また、散歩やお花見など様々な余暇活動を通じて心身のやすらぎやリフレッシュ効果をもたらしてくれます。

特徴あるみどりは地域の観光としても重要な資源となり、人々が楽しめる場や賑わいの場の創出などにも寄与しています。



上柚木公園

④ 景観形成・創出

人の生活や歴史と一体となって形成されているみどりは都市の景観を特徴づけます。また、季節を感じる事ができるみどりやみどりによる美しい街並みはまちの印象を向上させる効果があります。

さらに地域のシンボルとなるみどりは地域の魅力向上にも貢献します。



甲州街道のイチヨウ並木(八王子景観100選)

⑤ 地域コミュニティ形成

みどりは日ごろからのコミュニケーションの場となることで地域のコミュニティ形成に寄与します。

さらにみどりを利用した市民主体のお祭りや催し事ボランティアによる維持管理など活動は地域住民の交流活性化や新たなコミュニティの形成にも寄与します。

地域の共有財産であるみどりを通じた交流により地域への愛着向上や地域活動が活発になることによる防犯性の向上にも役立ちます。



みどりの活動を通じた交流

⑥ 子育て・教育

みどりは子どもの遊び場や身体を動かすことの出来る貴重な場となります。

また、自然体験が豊富な子どもほど自律性・協調性が備わる傾向があるなど子どもの健全な育成に寄与します。

みどりが環境教育、環境学習などの自然とふれあい、体験しながら学ぶことのできる場となることで次世代を担う子どもたちのための貴重な学習の場としての役割を發揮します。



みどりとふれあう環境学習

このようにみどりは、それらが持つ多様な機能を活用しながら持続可能な社会を形成する「グリーンインフラ^{*}」として位置づけられます。

また、みどりは平常時にはレクリエーションや子育ての場として活用できるものが、災害時には避難の場所などに活用されるなど、多様な機能を同時に發揮できることが最大の利点です。さらに里山の適正な管理によって生物多様性が豊かになり、その結果環境教育の場としての価値が向上するなど、人の積極的な利活用によりみどりの価値が向上するといった相乗効果もあります。

今後の緑とオープンスペース政策ではこれらの機能を地域の実情に応じて、より効果的に發揮させることが求められます。

^{*}グリーンインフラ：国土形成計画においてグリーンインフラは「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」として定義しています。

コラム

『グリーンインフラの取組み』

みどりは、「みどりの機能」で紹介したように気温上昇の抑制や生き物の生息の場、防災、良好な景観形成などそれ自体が様々な機能を持っています。またそれと同時に健康増進やコミュニティ形成、環境教育、地域のブランディングなど様々な活動の場としての機能も持ち合わせています。

一方、わが国では近年の社会的課題である人口減少や社会資本の老朽化、都市部の気温上昇など地域の複数の課題に対して統合的な解決が求められています。

そのため国では、「自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み」をグリーンインフラとしてまとめました。グリーンインフラの取組みは「自然環境が有する多様な機能を活用しつつ、多様な主体の幅広い連携のものに行うもの」とされており、この概念を社会資本整備や土地利用等を進める際の検討プロセスに組み込み、地域の課題の解決と持続可能で魅力的な社会の実現などに貢献することを目指しています。

例えば、地域住民による緑地の維持活動や市民農園での農作業体験など多様なみどりの活動により緑地や農地の保全が図られることで、集中豪雨や気温上昇への対応策となることに加え、地域コミュニティの形成や外出、体を動かす機会の創出による心身の健康増進が期待されるなどがグリーンインフラの取組みとその効果として挙げられます。

このように、従来のような単に「みどり」だけの保全を考えるのではなく、複数の地域課題を同時に解決する手法として、みどりをうまく保全活用しながらより効果的な機能の発揮ができるように複合的な視点での取組みが必要となっています。



第2章

みどりの現状と課題

1 八王子市の概要.....	8
2 前計画からの課題.....	10
(1) 前計画の目標.....	10
(2) 主な成果と課題.....	12
3 みどりに関わる社会情勢など.....	15
(1) 社会情勢への対応.....	15
(2) 自然環境問題への対応.....	16
4 国等の方向性.....	19
5 市民意見.....	22
6 計画改定の考え方.....	24

1 八王子市の概要

(1) 位置・地勢

八王子市は東京都の西部に位置しており、面積は18,638haです。

地形は、山地、丘陵、台地、低地の4つに大きく分類されます。西には高尾山や陣馬山に代表される山々が連なっており、山地からは複数の丘陵が東に伸びています。丘陵地に囲まれるように市街地が形成され、豊かな自然と市街地が近接する本市特有の環境を形成しています。

起伏の多い変化に富んだ地形によって多くの河川や湧水が存在し、河川は東へ向かって流れています。市内には18の一級河川があり、河川沿いには段丘が形成されています。

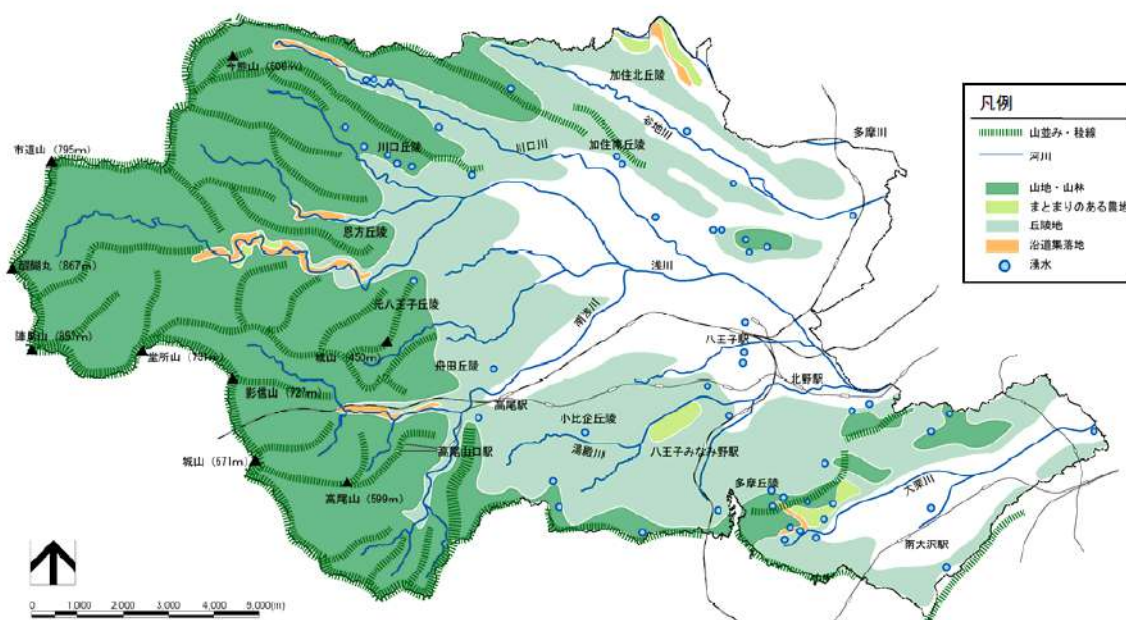


図. 市街地を取り囲む丘陵地と水系の分布（八王子市景観計画 平成30年）

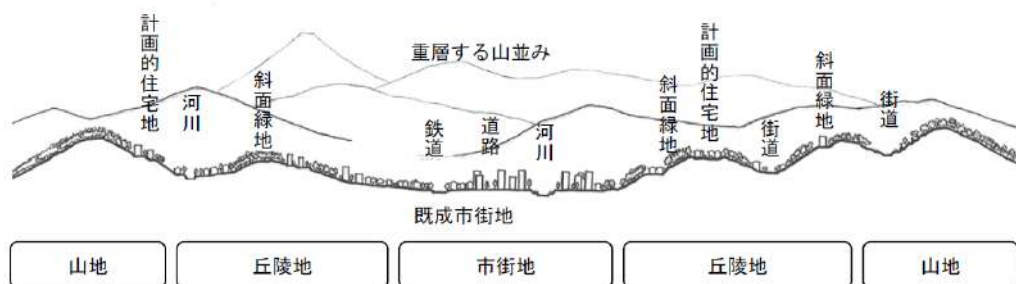


図. 八王子の自然と都市の景観概念図（八王子市景観計画 平成30年）

市域は市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」により「中央地域」「北部地域」「西部地域」「西南部地域」「東南部地域」「東部地域」の6地域に区分されており、各地域によってみどりの状況は大きく異なります。

西部、西南部地域には明治の森高尾国立公園など樹林地としてのみどりが多い一方、東部、東南部地域のニュータウン開発区域は公園緑地としてのみどりが多くなっています。

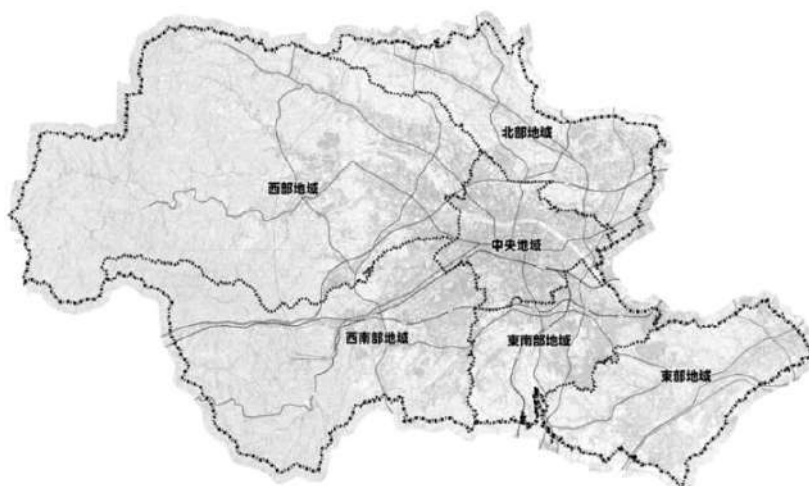


図. 地域区分（八王子市景観計画 平成30年）

(2) 人口動態

国勢調査によると、本市の人口は昭和40年では207,753人でしたが、市郊外の丘陵を中心に宅地開発が行われ、さらに昭和50年代には多摩ニュータウンの入居が始まったことから人口が急増し、平成22年には580,053人となりました。その後平成27年調査では577,513人となりました。

シミュレーションによる人口の推計では、今後10年で総人口は約4～6%減少する一方、老年人口の割合は2～3%増加すると想定されています。

本市の特徴として、大学が多いため18～23歳の若い世代が多いこと、また地域によって人口の推移が異なることなどが挙げられます。

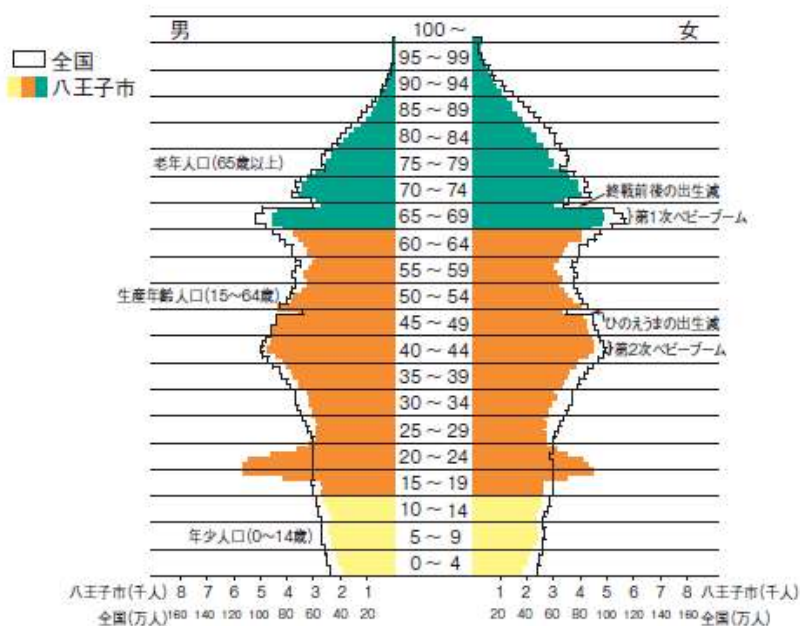


図. 年齢別人口構成（はちおうじ学園都市ビジョン 平成29年）

2 前計画からの課題

(1) 前計画の目標

① 緑被率

緑被率はある区域における緑に覆われた面積の占める割合のことで、緑の量を把握するための指標として用いられます。緑には、林地、草地・農地、宅地内（屋上緑化を含む）や公園の樹木や芝地、街路樹などが含まれます。前計画策定時の調査では緑被率61.0%（平成19年）で、前計画の目標は「現在の水準を確保」でしたが、改定に伴う平成29年調査では58.4%でした。

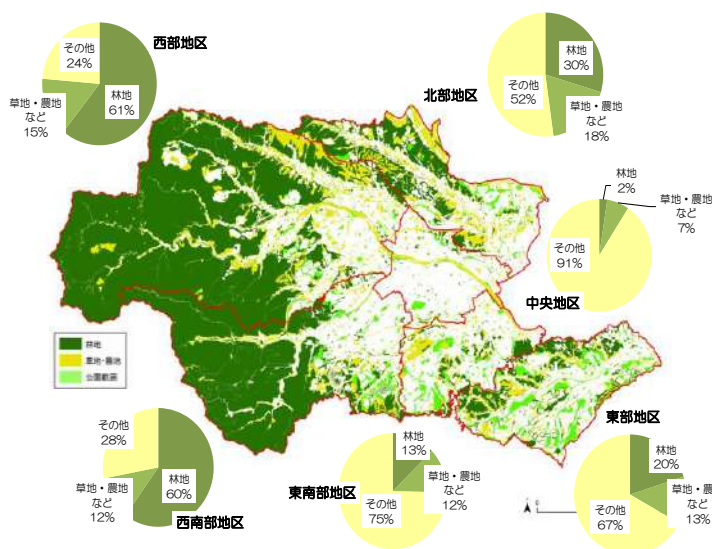


図. 市内の緑被の状況 (平成29年度調査)

表. 緑被率 調査結果

地域	H19年度	H29年度	増減
中央	10.4%	9.3%	-1.1%
北部	51.9%	47.8%	-4.1%
西部	77.4%	76.3%	-1.1%
西南部	73.3%	72.0%	-1.3%
東南部	27.0%	25.3%	-1.7%
東部	36.8%	33.0%	-3.8%
市全域	61.0%	58.4%	-2.6%

減少原因については民有樹林地や農地の減少がありますが、北部及び東部の減少率が大きい要因としては、北部は戸吹北区画整理事業、八王子インター北区画整理事業、新滝山街道の整備など都市計画に伴う事業、東部では多摩ニュータウンの宅地開発などが挙げられます。

一方、そのような場所に関しては、緑地の設置や公園の整備などにより計画的なみどりの確保に努めました。特に東部地域では開発に伴って鑑水小山緑地（約10.8ha）、堀之内寺沢里山公園（約5.3ha）などの公園緑地の整備や緑地協定などにより良好な住環境を形成しました。

参考：みどりの満足度（市民アンケート）

「満足+どちらかと言えば満足」

⇒ 東部地域 83.2%

市内平均 56.3%

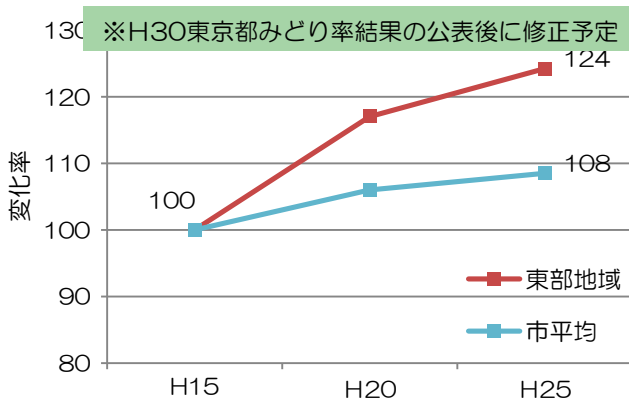


図. 公園緑地の面積変化率
(東京都みどり率より市独自集計)

② 公園の充足率

市内には930か所（平成30年度現在）の都市公園などが存在します。都市公園はその規模と役割によって、誘致距離が定められており街区公園が250m、近隣公園が500m、地区公園が1km となっています。この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域内の誘致圏を示すことによって、公園の充足の状況を明らかにすることができます。前計画策定時の調査では公園充足率81.2%（平成21年）で、前計画の目標は「90%」でしたが、改定に伴う平成29年調査では84.0%でした。

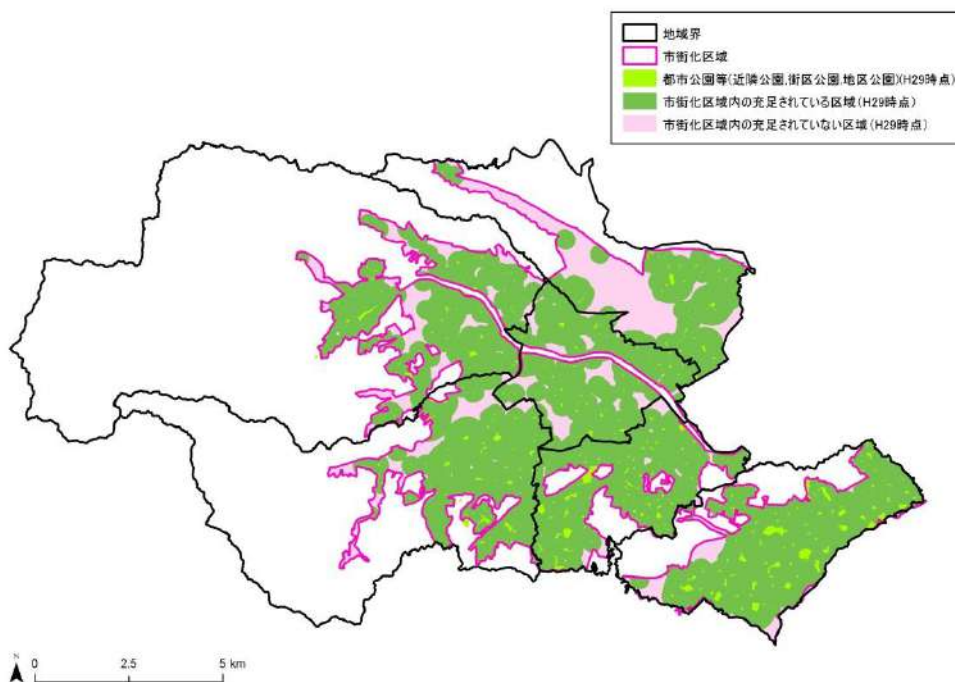
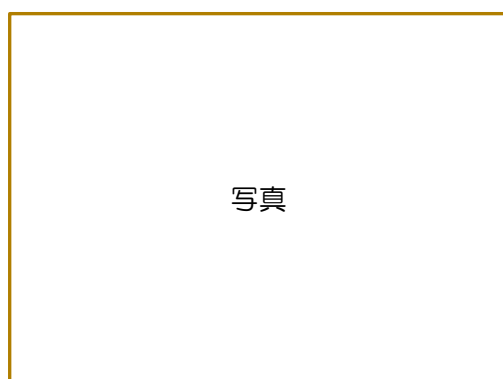


図. 都市公園の誘致圏（平成29年度）

計画期間中には充足率の不足していた地域に、すわなか公園や堀之内寺沢里山公園などが整備されました。



写真

すわなか公園



堀之内寺沢里山公園

都市公園：都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地、国が整備した国営公園の他、緩衝緑地、緑道、墓園など様々な種類の公園の総称です。

(2) 主な成果と課題

平成22年(2010年)の計画策定以降、基本理念「みどりを市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」のもと様々な取組みを推進してきました。ここでは取組みの成果を踏まえた主な課題を整理しました。

① 前計画での主な成果

《みどりの確保と整備を推進》

○貴重なみどりを保全するため、緑地の公有化や民有樹林の指定などの取組みを行い、法や条例により担保された樹林地面積は計画当初から約42ha増加しました。

特に担保性の高い特別緑地保全地区は計画当初から約30.5haの追加指定を行い、約1.7倍の70.1haに増加しました。

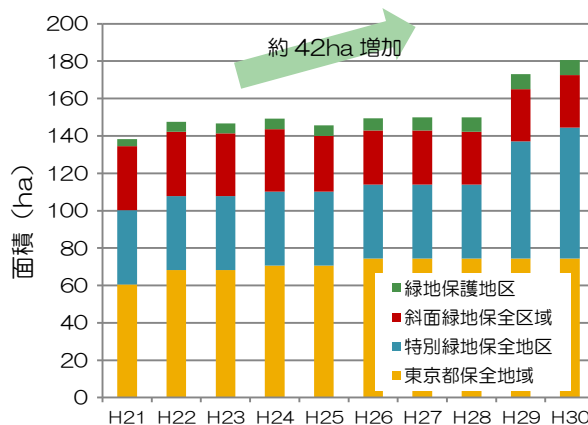


図. 担保された樹林地面積の推移



上川の里特別緑地保全地区



金比羅特別緑地保全地区

○公園の新規整備により市民の憩いの場を増やし計画当初から56か所の公園が設置されました。特に多摩ニュータウン開発に際して計画的に公園緑地を整備することで、失われるみどりの保全と快適な住環境の形成に寄与しました。

○富士森公園では複合遊具やターザンロープの設置などのリニューアル整備を行い、多くの子どもたちで賑わうようになりました。

○湧水のある公園ではその特性を活かした整備を行いました。

○生産緑地地区の指定(○地区)により農地の保全に努めました。



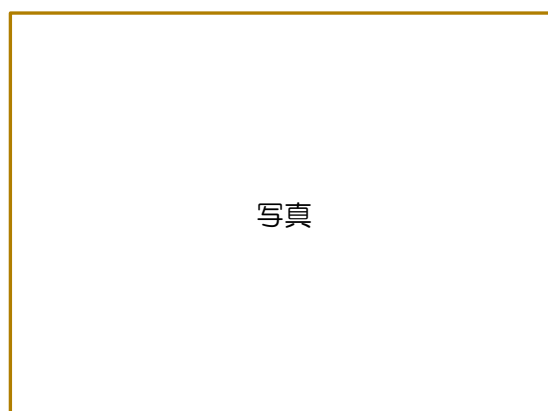
富士森公園 こども広場

《協働による取組みを推進》

- 公園の計画段階から整備に至るまで市民との協働で取り組む「手づくり公園事業」により、小田野中央公園を整備しました。また開園後も地域住民の主体的な活動により公園の維持管理や積極的な活用が行われています。
- 本市の玄関口となる JR 八王子駅前の「みどりの空間」の花壇づくりを市民ボランティアと協力して継続的に実施しています。
- みどりに関わる人材の育成を、里山サポーター育成講座やはちおうじ農業塾など、地域特性に応じで行いました。
- みどりの維持管理を市民と協力して行い、公園アドプト団体数は計画当初の 206 団体から 270 団体に増加しました。また水辺の見護り制度を創出し、23 団体に増加しました。
- 環境教育、環境学習を里山、農地、河川など多様な環境で実施し、子どもたちがみどりを学べる機会を創出しました。また企業や地元住民と連携して実施することで活動の充実に努めました。
- 市制 100 周年の中心的事業として第 34 回全国都市緑化はちおうじフェアを開催しました。市民ボランティアと連携した花壇づくりなどに取り組むとともに、市民の緑化意識の醸成を図り、学びの場を創出するなどの取組みを実施しました。



ボランティアによる駅前花壇の維持活動



小田野中央公園



里山サポーター育成講座



全国都市緑化はちおうじフェア

② 今後取り組むべき主な課題

◆ 確保されたみどりへの対応

○みどりの確保によって、特別緑地保全地区の面積や公園数は増加しました。特に公園については一人あたりの公園面積が、東京都内でも高い数値となっています。しかしながら、既に確保されたみどりに対して、更なる整備や維持管理を望む市民の声もあります。そのため、これまで確保したみどりをいかに有効に活用するかが課題となっています。

○ストックされた全てのみどりを一斉に整備、活用することは困難なため、それらを推進する拠点の選定が必要です。

○公園や緑地、河川などのみどりを適切に維持や更新する必要があります。その際には安全性や生物多様性などに配慮して行うことが求められます。

○厳しい財政状況が想定されているなかで、事業に必要な財源を生み出す発想が求められます。そのためには民間ノウハウの利用など効果的なみどりの活用手法の検討が必要です。

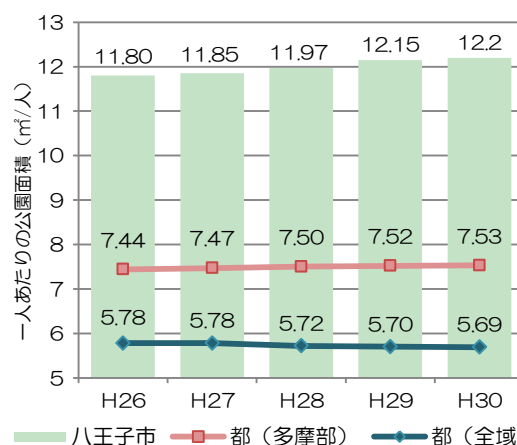


図. 一人あたりの公園面積の比較 (都建設局データ)

◆ みどりの量への対応

○各施策により樹林地が保全される一方で、緑被率や農地面積は減少しました。そのため今後も様々な制度により減少するみどりへの対策や新たなみどりの創出が必要です。またみどりを創出する際には、良好な景観形成などみどりの機能を重視する必要があります。

○公園の整備は着実に進みましたが、市の条例に基づく「市民一人あたりの公園面積 (12.5 m²/人)」には及んでいません (12.2 m²/人 平成31年 (2019年) 3月現在)。

○地域によってみどりの量に大きな偏在があります。特に人口密度の高い中央地域は緑被率 (9.3%)、一人あたりの公園面積 (2.3 m²/人) が市内で最も少ない状況です。

○生産緑地地区は年々減少傾向で、2022年には指定期間の満了による減少が予想されます。

◆ 多様な主体とのさらなる連携

○本市では市民の皆様との協働によって維持管理されているみどりが数多くあります。これからの社会情勢を鑑みた際、高齢化などにより参加者の減少が推測されるため、多様な主体との協働のすそ野を広げていくことが必要です。

○主体的に取り組む人材を育てるためには、多くの市民がみどりの活動に参加するためのきっかけを作ることが必要です。またこの取組みを市民ニーズに合わせて進めることが重要です。

○緑化フェアを契機に向上した市民の緑化意識を継続させる取組みが求められます。

○計画期間を越えてみどりを将来に引き継ぐためには、子どもたちがみどりに触れ、知り、好きになることが重要です。そのため環境教育・環境学習の一層の取組みの推進が必要となります。

3 みどりに関わる社会情勢など

(1) 社会情勢への対応

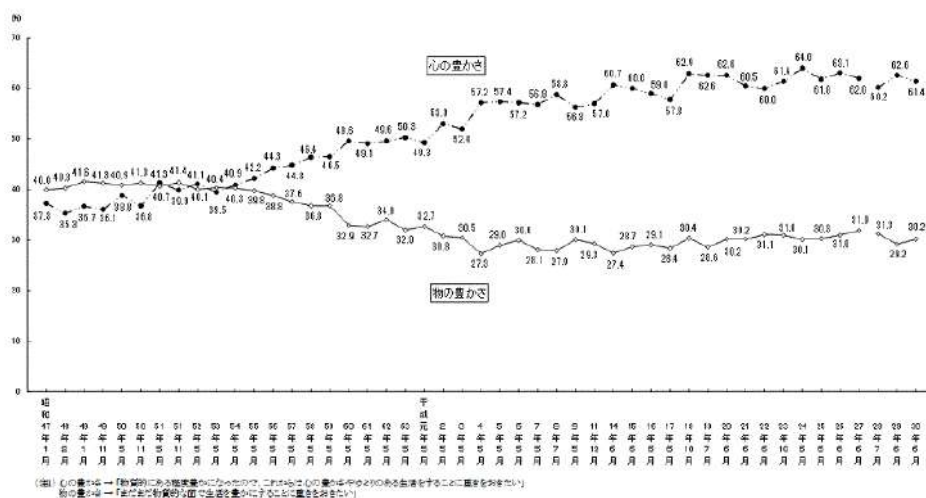
① 少子高齢化・人口減少社会の進行

今後の人口減少によって、地域における人のつながりが失われ、地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。そのため地域の人たちが活動して、コミュニティが活性化する場としてみどりの活用が必要となってきます。加えて少子高齢化に対応した公園の整備や民有林所有者の高齢化による管理不足への対応も求められます。

また、「高齢者の経済・生活環境に関する調査」(内閣府)では住んでいる地域での社会的活動(貢献活動)状況において、「特に活動していない」が約7割を占めています。今後の社会において高齢者が活躍できる場としてみどりが活用されることも期待されます。

② ライフスタイル・価値観の多様化

「国民生活に関する世論調査」(内閣府)では、今後の生活において重視することとして「物質的な面で生活を豊かにする」より「心の豊かさやゆとりのある生活をする」割合が高まっています。そのためこれからの成熟社会においては、みどりの活用による市民の生活の質(QOL)の向上や余暇生活へのニーズに貢献する必要があります。



(「国民生活に関する世論調査」平成30年(2018年)内閣府)

③ 社会インフラの老朽化

我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備されました。そのため社会資本整備が直面する課題として「加速するインフラ老朽化」が国土交通省の第4次社会資本整備重点計画で指摘されています。

本市においても、都市公園のうち約4割が平成元年度から平成10年度に整備されており、安全管理や効率的な維持管理が求められます。

(2) 自然環境問題への対応

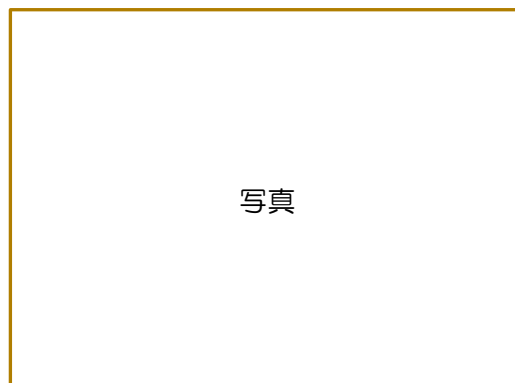
① 自然災害への対応

都市において緑とオープンスペースは「災害時の避難の場」、「火災、爆発による災害の緩和、防止」、「災害対策の拠点」、「自然災害の緩和、防止」、「防災教育の場」などの役割を有するとされています。平成7年（1995年）に発生した阪神淡路大震災では街路樹や生け垣、都市公園が延焼の遅延、防止に役立ち、火災による被害を軽減させたことが報告されています。平成23年（2011年）に発生した東日本大震災では、緑とオープンスペースは災害発生時の避難場所だけでなく、避難生活の場や復旧・復興支援のためとしての機能を発揮しました。また東京においては帰宅困難者の一時滞在や休憩所等に利用されました。さらに緑とオープンスペースは水害や土砂災害への対策としても有効に機能し得ることが報告されています。

本市においても、今後発生が予測される首都直下地震や近年頻発している集中豪雨などの自然災害への対応策として、みどりの重要性が高まっており対応が求められます。



火災発生時焼け止まりになった公園
(未来につなぐ都市とみどり 国土交通省)



写真

公園に整備されたかまどベンチ

② 地球温暖化の進行

地球温暖化による気候変動の進行によって局地的な集中豪雨の発生、台風の大規模化、猛暑日の増加など、自然災害の脅威が高まり、市民の暮らしに大きな影響が生じることが考えられます。

気候変動への対応として、平成28年（2016年）に策定された国の地球温暖化対策計画では都市における緑地や農地の保全などにより熱環境の改善を通じた都市の低炭素化を推進することが示されており、本市においてもみどりの保全や創出などの取組推進が重要となっています。

コラム

『みどりによる気候変動への適応策』

地球温暖化などの気候変動により既に生じている、又は将来予測される影響による被害の回避や軽減のことを適応策と言います。

都市のヒートアイランド現象の進行や熱中症の増加が懸念されるなか、みどりを活用した適応策としては、屋上緑化やみどりのカーテンなどが挙げられます。植物は直射日光を遮り、日かげを提供するだけでなく、植物に含まれる水分の蒸発などでも気温の低減に寄与します。



みどりのカーテン

③ 生物多様性の保全

「生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）」は地球上の生き物の約100万種が存続を脅かされていると警告しており、生物多様性の保全が急務となっています。

生物多様性国家戦略2012-2020では生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題として生物多様性の社会への浸透や重点的に保全すべき里地里山を明らかにするなど人口減少等を踏まえた国土の保全管理を挙げています。また緑の基本計画に生物多様性確保の視点を反映するため、平成23年（2011年）に都市緑地法運用指針を改正し、緑の基本計画に基づく生き物の生息・生育空間として重要な緑、水辺空間の保全と創出の重要性を示しています。

さらに東京都の「緑施策の新展開 ～ 生物多様性の保全に向けた基本戦略～」では、市区町村に「住民、企業、NPO等と連携した地域に密着した緑の保全・創出活動の推進」や「生物多様性の重要性を学習し体験する機会の提供に努める」などの役割が期待されています。

生物多様性の保全には人の手が入らない方がよい場合だけでなく、人の手が入ることによって保全されるケースもあり、地域の特性に応じた取り組みが必要です。さらに生物多様性への理解と関心を高めるための周知啓発や子どもたちへの環境教育・環境学習も推進する必要があります。

コラム

『生物多様性と私たちのつながり』

「生物多様性とは」

「生物多様性」とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。

生き物は、生命が誕生して以来、様々な環境に適応して進化してきました。その長い歴史の結果、現在地球上の至る所で多くの生き物が生息しています。そして私たち人間も含め、あらゆる生き物が直接的又は間接的に支え合って生きています。

生物多様性を基盤とする生態系は、人が生活するのに欠かせない酸素や食料を供給してくれるだけでなく、水源のかん養や精神的な安らぎ、豊かな文化を形成するなど私たち人間に多くの恩恵を与えています。それら生物多様性がもたらす恩恵を「生態系サービス」と呼んでいます。

TEEB（生態系と生物多様性の経済学）では、生態系サービスを以下の4つに分類しています。

1. 供給サービス : 食料、水、木材や肥料などの原材料、医薬品や化粧品などの供給
2. 調整サービス : ヒートアイランド緩和、二酸化炭素固定、水質浄化、花粉媒介など
3. 生息・生育地サービス: 生息・生育環境の提供、遺伝的多様性の維持など
4. 文化的サービス : 自然的景観の保全、レクリエーションや観光の場と機会、芸術・デザインへのインスピレーション、科学や教育に関する知識など



（環境省 価値ある自然 生態系と生物多様性の経済学:TEEB の紹介）

このように生物多様性と生態系は私たちのいのちと暮らしを支えています。

そして、これら生き物のつながりは、地球の長い歴史の中で形成されてきました。そのため一度生物多様性が消失すると、回復には非常に長い時間が必要となります。また生き物は相互に支えあって生きていますが、その関係は完全に解明されておらず、消失による影響は未知数です。

将来にわたって生態系サービスの恩恵を受け続けていくためには、その源である生物多様性の保全が重要と言えます。



自然のめぐみ（環境省 生物多様性広報パネル）

「生物多様性保全のための里地里山の重要性」

里地里山は、集落を取り巻く農地、ため池、二次林と人工林、草原などで構成される地域であり相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置しています（環境省）。長い年月を通じた農業や林業などの人の営みにより雑木林、水田、草原などが形成され、持続的に利用されてきた里地里山は、近年持続可能な社会モデル「SATOYAMA」として国際的にも注目を集めています。

人の手により形成されてきた自然環境にはその環境を好む生き物たちによって特有の生態系が成立してきました。そのため里地里山には多くの生き物が依存しており、生き物と人が共生している空間となっています。

しかし、人口減少や営農形態の変化などによって人の手が入らなくなったことにより、里地里山の荒廃が懸念されています。生物多様性国家戦略における「生物多様性の危機」でも里地里山に対する人間活動の縮小が挙げられているように人の手が入らなくなった環境では、里地里山特有の自然環境が失われ、そこに住む生き物にも大きな影響があります。

そのため本市でも生物多様性保全のために里地里山の適正な管理や保全が求められています。



4 国等の方向性

平成22年（2010年）に八王子すみどりの基本計画を策定して以降、国や東京都などではすみどりに関連する下記の主要な施策が展開されてきました。

◦ 都市計画公園・緑地の整備方針（東京都）	平成23年（2011年）12月
◦ 生物多様性国家戦略2012-2020	平成24年（2012年）9月
◦ 緑確保の総合的な方針改定（東京都）	平成28年（2016年）3月
◦ 都市農業振興基本計画	平成28年（2016年）5月
◦ 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書	平成28年（2016年）5月
◦ 持続可能な開発の目標（SDGs）実施指針決定	平成28年（2016年）12月
◦ 都市緑地法等の一部を改正する法律	平成29年（2017年）6月
◦ 都市づくりのランドデザイン策定（東京都）	平成29年（2017年）9月
◦ 第五次環境基本計画	平成30年（2018年）4月
◦ 東京が新たに進めるすみどりの取組（東京都）	令和元年（2019年）5月
◦ グリーンインフラ推進戦略	令和元年（2019年）7月

これらの中でも下記①～③は、これからのすみどりに関する取組みに関して、特に考慮していく必要があります。

① 「新たな都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書

これからの緑とオープンスペース政策として、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況を背景に「量の整備を急ぐステージ」から「緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出すステージ」へ移行すべきとして、以下の重視すべき観点を示しました。

【重視すべき視点】

ストック効果の向上	整備、面積の拡大重視から使うことや活かすことの重視へ
民との連携の加速	行政主体の整備、維持管理から市民やNPO等の主体的な活動支援や民間施設との積極的な連携へ
都市公園の柔軟な利用	硬直的な都市公園の管理から地域との合意に基づく弾力的な運用やまちづくりの一環としてのマネジメントへ

② 都市緑地法等の一部改正

民間の活力を最大限活かした緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的として、関係法令を一括して改正しました。

緑地・広場の創出（都市緑地法）
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 ◦ 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 ◦ 緑の基本計画の計画内容の拡充（都市公園の管理、都市農地の保全等） ◦ 緑地の定義に農地が含まれることを明記
都市公園の再生・活性化（都市公園法等）
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 都市公園で保育所等を含む「社会福祉施設」を設置可能 ◦ 民間事業者による公共還元型収益施設の設置管理制度創設 ◦ 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年） ◦ 公園の活性化に関する協議会を設置可能
都市農地の保全・活用（生産緑地法等）
<ul style="list-style-type: none"> ◦ 生産緑地地区の面積要件を市区町村が条例で引き下げ可能 ◦ 生産緑地地区内で直売所、農家レストランなどの設置が可能 ◦ 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創出

③ グリーンインフラ推進戦略

昨今の自然災害の激甚化、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用し、持続可能で魅力ある都市や地域の形成を目指すグリーンインフラの取組推進が示されました。

グリーンインフラの活用を推進すべき場面の例（一部抜粋）	
気候変動への対応	植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策など
投資や人材を呼び込む 都市空間の形成	自然豊かで居心地が良い魅力ある都市空間の形成による 人材、企業、民間投資の呼び込み
都市空間の快適な利活用	インフラの更新・改良、公的施設の再編や個別の民間開発に 際して、緑と水のネットワークの形成
生態系ネットワークの形成	多自然川づくりや重要な湿地や緑地の保全、分断化された自然をつなぐことによる生物の生息・生育環境等の保全
豊かな生活空間の形成	公園、緑地、河川、農地等を活用して人々が集い、楽しみながら、環境教育やレクリエーションなど多様な活動の舞台となる生活空間の形成

持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会をめざすための世界共通の行動目標であり、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

SDGsは、すべての国々、人々を対象としており、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。17のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決をめざしており、達成に向けて、すべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。また、すべてのゴールが相互に関連しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで持続可能な社会を目指すものです。

国でも、平成28年（2016年）に内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。

本計画では、SDGsのうちの特に関連の深い「11」「15」「17」の達成に貢献し、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現を目指します。



出典：国連広報センター

5 市民意見

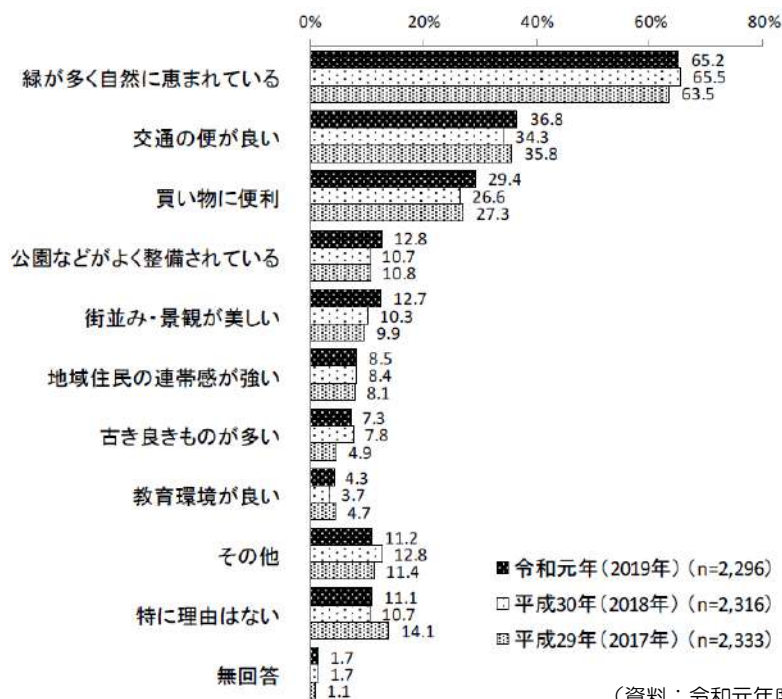
みどりの保全や緑化の推進には市民の皆様の協力が必要不可欠です。計画改定に向け、今後取り組むべき施策や市民ニーズを把握するため、次のとおり市民意見の把握を行いました。

- ① 市政モニターアンケート（平成 29 年（2017 年）8 月実施）
- ② 子育て世代向けアンケート（平成 30 年（2018 年）11 月実施）
- ③ 環境市民会議向けアンケート（平成 30 年（2018 年）11 月～1 月実施）
- ④ 市民アンケート（八王子のみどりと公園に関する意識調査）（平成 31 年（2019 年）3 月実施）
- ⑤ パブリックコメント（令和元年（2019 年）12 月～令和 2 年（2020 年）1 月実施）

調査結果概要

○ 定住意向について

市内への定住意向は市民の9割近くが有しており、その理由として65%以上の市民が「みどりが多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています（令和元年度市政世論調査）。



（資料：令和元年度市政世論調査）

○ 今後のみどりのあり方について

本市の市街地及び郊外部のみどりのあり方として、「量を増やすこと」より「質を高めること」の方がより大切だと考えている市民が多い結果となりました（市政モニターアンケート）。

市街地部（家屋、商業施設や商店街が密集した土地、区域）

郊外部（建物の密集する市街地に隣接した地帯）

	構成比 (%)
みどりの「質を高めること」	68.8
みどりの「量を増やすこと」	31.3

	構成比 (%)
みどりの「質を高めること」	71.9
みどりの「量を増やすこと」	28.1

○ みどりの役割について

大切だと思うみどりの役割について「心に安らぎを与える」、「季節感を与える」（市政モニターアンケート）、「美しいまちなみ・きれいな景色の形成」（市民アンケート）が多く、心理的・視覚的な存在意義を大切にする傾向が高い結果となりました。

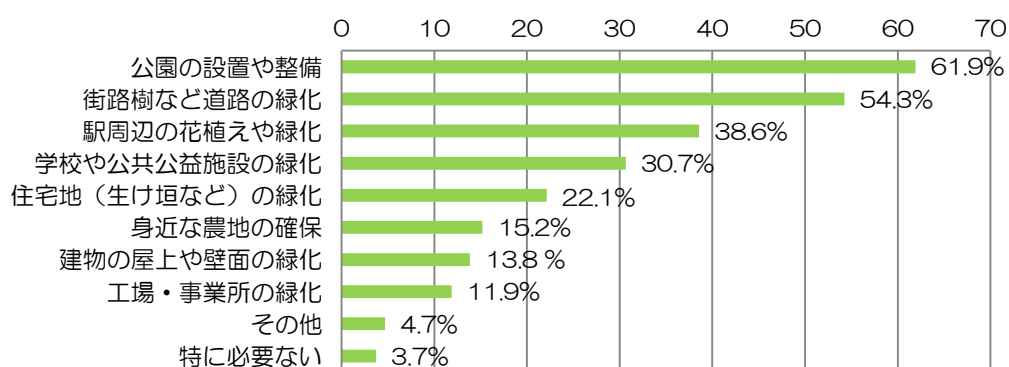
○ 開発との関わりについて（市民アンケート）

みどりの保全と開発の調和に関して、市民の約7割が「市内の開発はやむを得ないが、保全や緑化によって可能な限り市内のみどりを確保すべき」との考えを有しており、開発時に緑化を義務付けるなどの施策が重要となります。

○ みどりの満足度向上について（市民アンケート）

まちなかのみどりの満足度をさらに高めるためには、「公園の設置や整備」、「街路樹や道路の緑化」、「駅周辺の緑化」が必要だと回答しています。

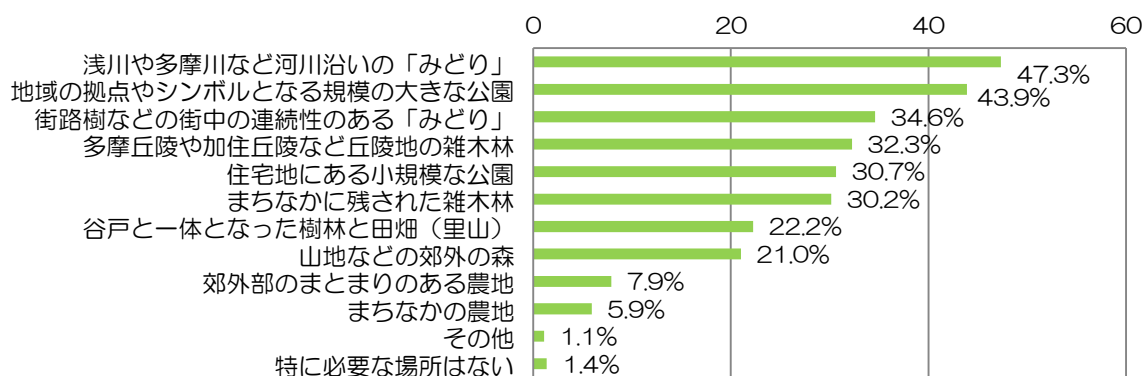
まちなかのみどりの満足度のための取り組むべき内容について



○ 保全や維持管理が必要なみどりについて（市民アンケート）

特に保全や維持管理が必要だと考えるみどりは「浅川や多摩川など河川沿いのみどり」や、「地域の拠点やシンボルとなる規模の大きな公園」が多い結果となりました。

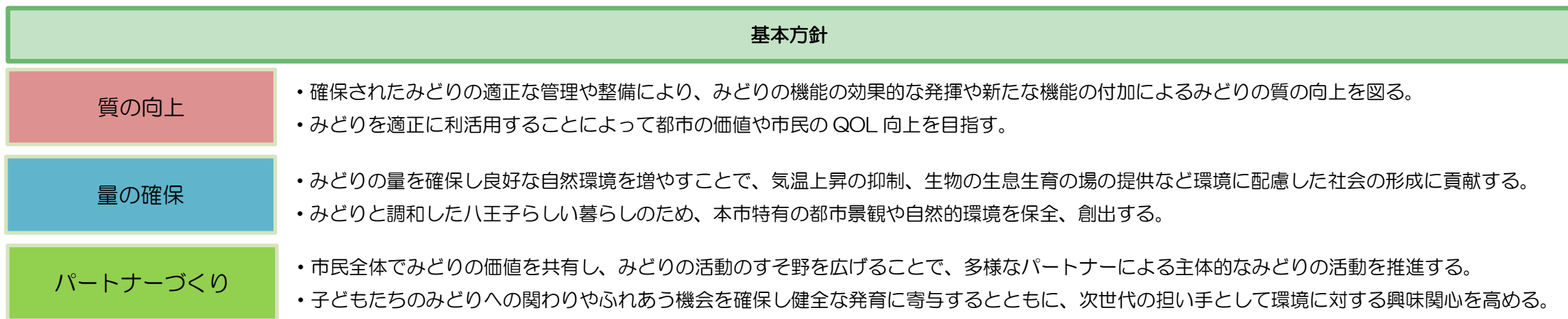
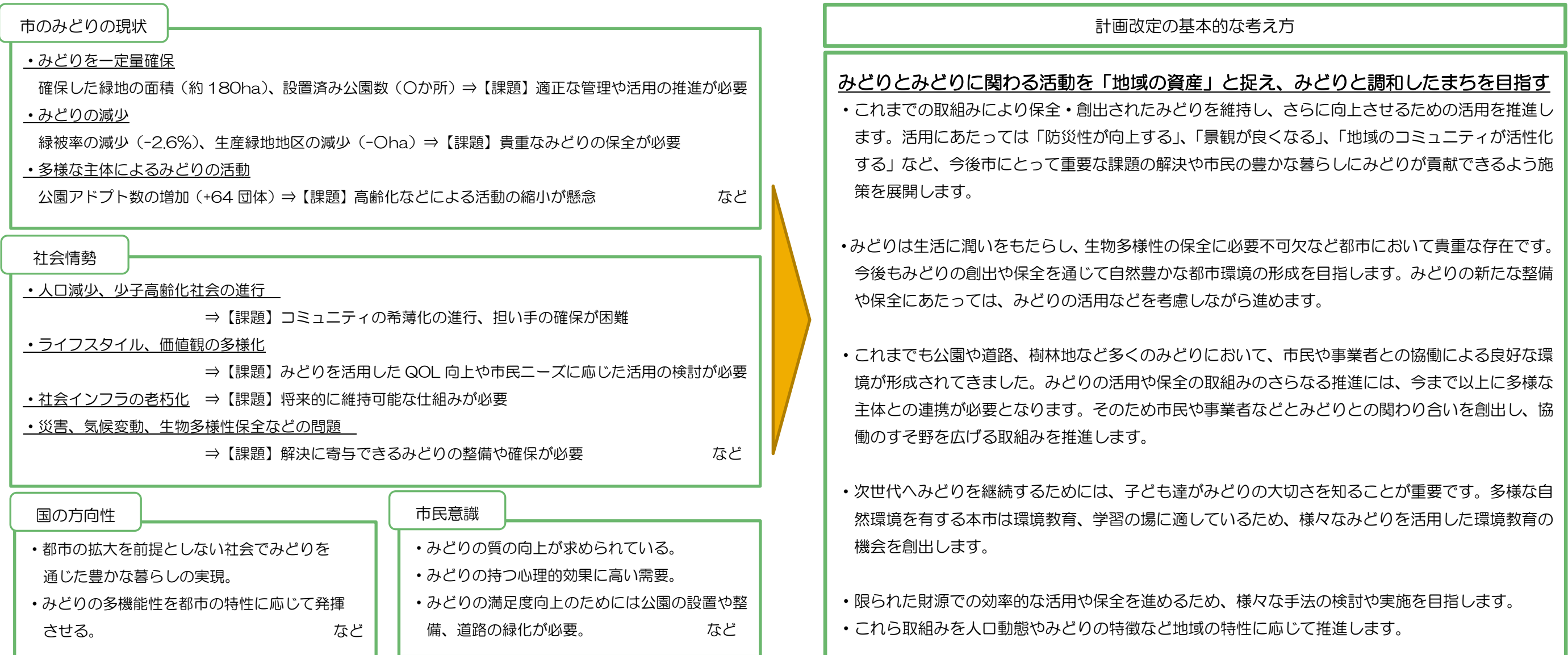
特に保全や維持管理が必要だと考えるみどりについて



6 計画改定の考え方

計画を改定するに当たり、これまでの取り組みや社会情勢などを踏まえて新しい基本計画の考え方を整理しました。

みどりの現状や社会情勢を踏まえた、今後の本市に求められることとして、みどりの量の確保を図りつつも確保したみどりを有効に活用してみどりの価値を高めることが挙げられます。



第3章

みどりの基本計画

1 基本理念.....	25
2 みどりの将来像.....	25
3 基本方針.....	27
4 計画の目標.....	28
5 施策の構成.....	29
6 施策の展開.....	30

1 基本理念

みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の
協働により次世代に継承する

八王子へ住み続けたいと思う市民のうち65%以上が「緑が多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています。さらに都市の防災性の向上や地球温暖化、生物多様性保全への対応などみどりの持つ機能に対する期待が高まっています。

このような機能を持つみどりは、八王子市の財産であり、新たに作り出すのは大変難しいものです。私たちは、この豊かなみどりを守り育てていかななくてはなりません。

そのためには、市民・事業者・行政のパートナーシップを築き、豊かなみどりを次世代に継承していくことが必要です。

以上のことから、本計画の基本理念を「みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」とします。

2 みどりの将来像

自然とまちと人を結ぶ
『みどりの環境調和都市』

みどりは、多くの人々にやすらぎを与え、うるおいをもたらすだけでなく、生物多様性の保全や健全な水循環の構築、都市の防災性向上、地球温暖化の防止など多様な機能を持っています。

このようなみどりが持つ多様な機能と市街地から山地に至る本市の様々なみどりを市民一人ひとりの共有財産として認識しながら、日ごろからみどりとふれあうことができる自然と暮らしが調和したまちの実現を目指します。

そのため、本計画では、みどりの将来像を旧計画と同様に「自然とまちと人を結ぶ『みどりの環境調和都市』」とします。

市民の姿

・多様な世代がみどりとふれあい、新たな交流や余暇活動が生まれています。 ・みどりが多くの市民の手によって支えられています。



みどりの将来像

エリアの区分

- : 山地
- : 丘陵地
- : 市街地



みどりの軸

- : 水辺の軸
- : みどりの軸
- : みどりの環

みどりの拠点

- : 公園・緑地（市）
- : 公園・緑地（都）
- : 樹林・里山

- 河川
- - - - - 鉄道
- 主な道路
- 高速道路
- 6 地域区分

※みどりの創出や保全是長期的な取り組みによって実現可能となるため、計画期間にとらわれず長期的な視点から将来像を示しています。

3 基本方針

基本理念や将来像を踏まえ、次の基本方針に沿って、みどりの活用・創出・保全などに関する施策を展開していきます。

質の向上

基本方針Ⅰ

みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり

市民の豊かな暮らしや社会的課題に対応するためみどりの活用や創出を図ります。活用や創出にあたってはみどりの機能を通じて、まちの魅力向上や安全で快適な暮らしの実現などに貢献する取組みを推進します。また多様なみどりの機能を発揮させることによって、みどりの価値を高めていきます。



量の確保

基本方針Ⅱ

みどりの確保による豊かな自然環境との共生

本市特有の貴重なみどりを将来に継承するため、減少しつつあるみどりの保全を図ります。特にみどりのネットワークとして地理的に重要なみどりや多くの機能が発揮できるみどりは拠点として重点的な保全を推進します。これらの取組みによりみどりと調和したまちを目指します。



パートナーづくり

基本方針Ⅲ

幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承

みどりの価値を高め、みどりと調和したまちの形成を推進するため、多様な主体と一体となってみどりの活用や保管理を図ります。そのため人材の育成やさらなる連携強化に取り組めます。また子どもがみどりにふれあい楽しみながらみどりの大切さを知る機会を創出します。



4 計画の目標

本計画では様々なみどりの活用による環境調和都市の実現を目指しています。このことから、多様な機能を発揮するみどりの量的な維持を図るため、全体にかかる目標を次のとおり設定します。

目標

・みどりの総量

減少傾向をくい止める

(判断指標)

・ 緑被率 ^{※1}	(H19) 61.0%	(H29) 58.4%
・ みどり率 ^{※2}	(H25) %	(H30) %
・ 確保すべき緑地面積 ^{※3}	(H30) 1095.3ha	

※1 緑被率

ある区域において、樹林や草地、芝などの緑に覆われた面積の占める割合。

※2 みどり率

緑被率に「河川等の水面の占める割合」と「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」を加えたもの。(みどりの新戦略ガイドライン 東京都)

※3 対象

特別緑地保全地区、斜面緑地保全区域、緑地保護地区、東京都保全地域
都市公園、東京都立公園、生産緑地地区

・市民一人あたりの都市公園面積[※]

現状値		目標値
12.2 m ² /人	➔	12.5 m ² /人以上

※一人あたりの都市公園面積 = 公園面積 ÷ 人口

5 施策の体系

本計画の施策体系は、3つの基本方針、10の施策方針、27の施策展開で構成しています。

基本方針	施策方針	施策の展開	
I みどりの活用による多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり	1. みどりを活かした都市の価値向上	① まちの核となる新たな集いの拠点づくり LP P.30 ② 地域の魅力を高める公園・緑地づくり P.32	
	2. みどりによる快適性の向上	① みどりによる魅せる空間づくり LP P.33 ② まちなかの目に見えるみどりの創出 P.35	
	3. みどりによる安心安全なまちの形成	① 都市防災に資するみどりの活用 P.36 ② みどりの管理水準の維持向上 P.36	
	4. 多彩なみどりの整備と活用の促進	① 生物多様性に配慮したみどりの管理 P.37	
		② 生産緑地地区の活用促進 P.38	
		③ レクリエーションの場としてのみどりの活用 P.38	
	II みどりの確保による豊かな自然環境との共生	1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用	① 上川の里特別緑地保全地区の維持と活用 LP P.39 ② 東京都里山保全地域の維持と活用 P.41
		2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全	① 特別緑地保全地区制度によるみどりの維持 P.42 ② 拠点となる樹林地の保全 P.42 ③ 高尾・陣馬地域の保全推進 P.43
		3. 市民生活と調和した身近なみどりの保全と創出	① 民有樹林地の保全 P.44
			② 農地の保全 P.45
			③ 水辺地の保全 P.45
			④ 公園・緑地づくり P.46
⑤ 多様な取組みによるみどりの維持・創出 P.47			
III 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承		1. みどりと人を未来へつなぐ取組みの推進	① 子どもにみどりの価値を継承する取組みの推進 LP P.48 ② みどりの活動を通じたコミュニティの形成 P.50
		2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進	① 多様な世代がみどりと関わる機会の創出 P.51
	② みどりを支える人材の育成と活用 P.52		
	③ みどりの情報発信・普及啓発 P.52		
	3. みどりを育む連携の強化	① 市民との連携推進 P.53	
		② 広域・近隣自治体との連携促進 P.54	
		③ 事業者・教育機関との連携促進 P.55	

6 施策の展開

ここでは今後、本市がみどりの将来像実現のために具体的に取り組んでいく事業を施策の体系に沿ってまとめました。そのなかでも本計画を先導する施策として、重点的に取り組むべき施策は「リーディング・プロジェクト」として設定しました。

これらの取組みを通じて、「みどりの環境調和都市」実現を目指します。

I. みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり

施策方針

1. みどりを活かした都市の価値向上

社会の成熟化やみどりを一定程度確保した状況下において、これからはみどりを活かして本市の魅力や価値を高めていくことが必要です。本施策では市の顔となるような多機能性を備えた公園の創出や民間活力によるみどりの利活用を通じてまちのイメージを向上させる取組みを推進します。

① まちの核となる新たな集いの拠点づくり

リーディング・プロジェクト

目的

市内のみどりの量は地域によって大きな偏りがありみどりが少ない中央地域ではまとまりのあるみどりが必要となっています。特に中央地域では人口が集中しており、災害時の一時的な避難や支援活動などに活用できる防災拠点が必要不可欠です。さらに今後の社会情勢や社会ニーズを鑑みると、地域コミュニティの更なる活性化やQOLの向上、サードプレイスの提供などに寄与する場も必要となります。

本施策では、八王子のシンボルとなるみどりの拠点の整備を通じて、まちの価値向上を図ります。

(参考) 一人あたりの公園面積の比較

中央地域	市域全体
2.3 m ² /人	12.2 m ² /人



利用イメージ
(八王子駅南口集いの拠点整備基本計画)

具体的な取組み

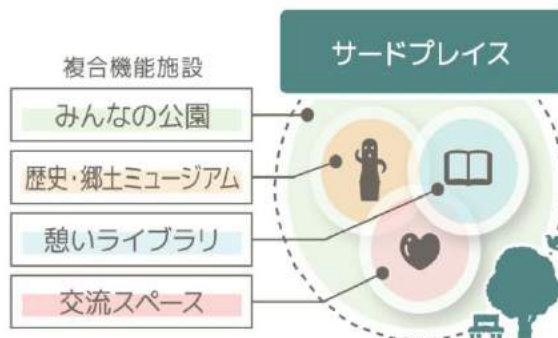
八王子駅南口集いの拠点の整備推進

中央地域の八王子駅南口にある八王子医療刑務所跡地を活用して、「防災」の機能を備えた公園に、「学び」や「交流」の機能を備えることで利用滞在を促し、市民の「サードプレイス」となる公園を整備します。

整備に際しては、災害時に重要となる空間の確保や防災用施設の整備などにより、都市防災機能の向上を図ります。また、施設には多摩産材等の使用を検討します。

運営ではソフト面を重視し、市民の参画や民間活力の導入など効果的、効率的な体制を検討します。

なお施策の実行に際しては「八王子駅南口集いの拠点整備基本計画（平成31年（2019年）3月）」など各計画に則ります。



導入機能のイメージ
（八王子駅南口集いの拠点整備基本計画）



図. 用地鳥瞰図及び活用イメージ（八王子駅南口集いの拠点整備基本計画）

② 地域の魅力を高める公園・緑地づくり

具体的な取組み
<p>地域の特徴を活かした公園づくり</p> <p>質の高い公園空間を創出するために、地域を代表する公園については、その地域特性を活かしながら魅力あふれる公園づくりを推進します。</p>
<p>ユニバーサルデザインの導入</p> <p>誰もが気軽に利用できる公園を目指し、エントランスやトイレなどでユニバーサルデザインの導入及び検討を行い、利用しやすい公園づくりに努めます。</p>
<p>民間活力の導入と有効活用</p> <p>公園の柔軟な運営や民間のノウハウ導入を図るため、Park-PFI など様々な民間活力を使った手法を検討します。また指定管理者やNPO等との更なる連携や自主事業の推進による公園サービスの向上を目指します。</p>



上柚木公園 芝生の丘



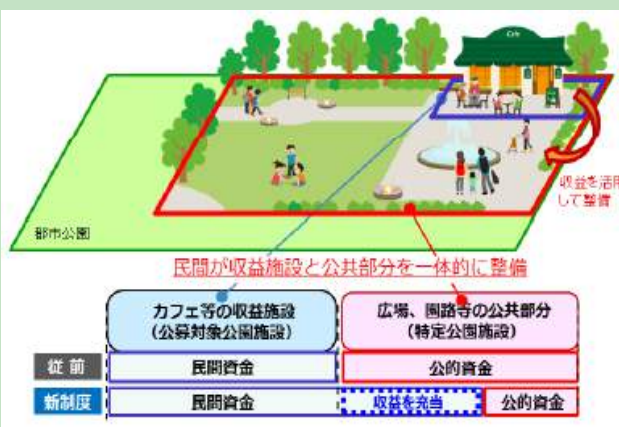
拠点公園
写真

コラム

『Park-PFI（公募設置管理制度）とは』

Park-PFIは、都市公園においてレストランやカフェなどの飲食店や売店などの公園利用者の利便向上のための施設（公募対象公園施設）の設置と、その施設から発生する収益を活用して周辺の園路や広場など一般の公園利用者が利用できる施設の整備・改修を一体的に行う民間事業者を、公募によって選定する制度です。

都市公園に民間の投資を誘導することで都市公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図ることが期待できます。



Park-PFI イメージ図
(都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン)

施策方針

2. みどりによる快適性の向上

まちに新たなみどりを創出することで都市の冷却効果や美しい景観の形成が期待されます。ただし、単にみどりを増やせば良いわけではなく、人の目にふれる、緑視に考慮したみどりを増やすことが大切です。本施策ではまちなかにみどりを創出するとともに、都市緑化はちおうじフェアで向上した市民の緑化意識を活かした施策により、きれいで快適な地域づくりを進めます。

① みどりによる魅せる空間づくり

リーディング・プロジェクト

目的

平成29年（2017年）に開催された第34回全国都市緑化はちおうじフェアでは、多くの市民ボランティアとの連携により市内各地で花壇づくりを行いました。また、市の玄関口であるJR八王子駅前では市民ボランティアによって、駅前空間を花で彩る花壇づくりが継続的に行われています。これら市民協働の取組みが今後も継続的な活動となり、全市的に活動の輪が広がるように人材を育成、支援していく必要があります。

また、市民アンケートではみどりに対して季節感を与え、美しいまちなみやきれいや景色の形成などの役割に高い需要があることがわかりました。

本施策では今まで培ってきた市民との協働を継続・発展させる取組みを行い、花を育てることによるまちなかの景観形成や地域コミュニティの醸成を目指し、花壇と人に着目した施策を展開します。



緑化フェアサテライト会場（片倉つどいの森公園）



市民ボランティアによる花壇づくり

具体的な取組み

市民主体によるまちなか緑化事業の推進

・グリーンパートナー養成講座の実施

専門家による市民へのガーデニング講座を通して専門的な知識を持った人材の育成を推進します。また、ガーデニング講座で作った花壇は質の高いまちなかの景観形成のモデルとして活用します。



専門家の指導による花壇づくり



景観形成のモデルとなる花壇

・地域拠点花壇支援事業の推進

全国都市緑化はちおうじフェアでは地域の市民ボランティアの主体的な活動による花壇づくりが行われました。これら花壇を地域の拠点花壇と位置づけ、継続的な活動のための支援やグリーンパートナー養成講座の人材供給などによって地域ごとの特色ある花壇づくりを推進します。また、活動による地域のコミュニティ醸成を図ります。



中央地区（JR八王子駅前）



北部地区（道の駅八王子滝山）



西部地区（小田野中央公園）



西南部地区（横川町住宅）



東南部地区（片倉つどいの森）



東南部地区（南大沢駅前）

・地域花壇創出事業の推進

グリーンパートナー養成講座で知識・技術を習得した人材がまちの様々な場所で活躍できるよう市民主体による新たな花壇づくりの立ち上げを支援します。また、市民参加による花を育てる活動を広げ、まちの魅力を高めるとともに、地域のコミュニティ醸成を図ります。

② まちなかの目に見えるみどりの創出

具体的な取組み
<p>緑化条例を活用したみどりの創出</p> <p>市では一定規模以上の開発・建築行為に伴い、緑化を義務付けています。今後は、緑化条例の見直しや壁面緑化の導入検討などにより目に見える効果的な緑化の推進を目指します。</p>
<p>みどりのカーテンの普及啓発</p> <p>みどりのカーテンは目に見えるみどりの範囲が広いながらも限られたスペースでの緑化が可能です。また日差しを遮ることで室温の上昇を抑える機能もあります。そのため緑視の向上と省エネに寄与するみどりのカーテンの普及啓発を推進します。</p>
<p>みどりを生み出す新たな制度の活用</p> <p>まちなかの空き地を民間主体が整備活用する市民緑地認定制度や一定規模以上の建築物の新築、増築時に緑化を義務付ける緑化地域の指定など様々な制度の導入について検討します。</p>



沿道部の緑化による見えるみどりの向上



みどりのカーテンの普及推進

施策方針

3. みどりによる安心安全なまちの形成

みどりとオープンスペースは災害の延焼遅延効果や避難スペースになるなど都市にとって欠かせない多くの防災機能を備えています。このようなみどりの機能を活かして安心安全なまちづくりのための整備を進めます。

また、誰もが安全で安心して過ごせる場となるように、みどりの適切な維持管理を推進します。

① 都市防災に資するみどりの活用

具体的な取組み
<p>オープンスペースにおける都市防災機能の充実</p> <p>八王子駅南口集いの拠点など防災機能を備えた公園の整備や既存公園の防災機能の強化を図るとともに、避難場所として主要幹線道路に近接するオープンスペースの機能保全や連携による機能向上、延焼防止機能の向上のための斜面緑地保全など、都市防災機能の強化に向けた取組みを推進します。</p>
<p>農地の活用による防災機能の充実</p> <p>農地は火災の延焼防止や雨水の貯留など都市防災に寄与します。そのため農地の保全を進めるとともに防災兼用井戸の活用など災害時の農地活用による都市防災の向上を図ります。</p>

② みどりの管理水準の維持向上

具体的な取組み
<p>長寿命化の推進</p> <p>公園を安全に利用し続けることができるように、「八王子市公園施設長寿命化計画」に基づき予防保全型の維持管理による計画的な公園の改修、修繕を推進します。また、長寿命化計画の更新によって継続的な管理を進めます。</p>
<p>公園緑地等の安全対策</p> <p>公園緑地の適正な管理や防犯カメラの設置などを通じ、誰もが安心して利用できるみどりの空間形成に努めます。また、斜面地の安全対策について検討しながら、安全性の確保を目指します。</p>
<p>街路樹の適正管理</p> <p>まちの中で季節の変化を感じさせ、災害時の延焼遅延など多様な機能をもつ街路樹については、健全性確保のため効率的な維持管理に努めます。</p>

施策方針

4. 多彩なみどりの整備と活用の促進

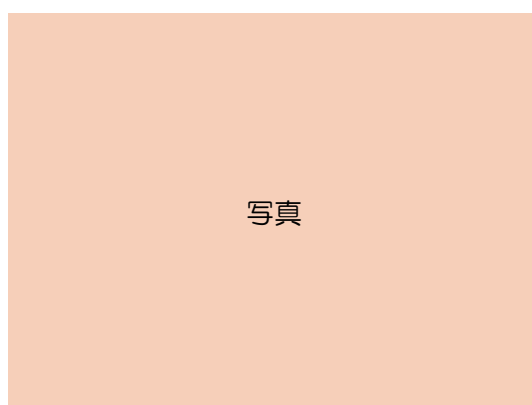
市内の多様なみどりはその特性に応じた適切な活用や管理によって、生物多様性の保全やレクリエーションなどの様々な機能を発揮することができます。本施策ではみどりの積極的な管理活用によるみどりの質の向上を図ります。

① 生物多様性に配慮したみどりの管理

具体的な取組み
<p>生態系に配慮したみどりの維持管理</p> <p>本市には、里山や公園、湧水地など多様なみどりが存在し、多くの生き物の生息・生育環境となっています。そのため、各みどりの状況に応じて生物多様性に配慮した管理手法の検討や実施を進めることにより生物と共生した空間形成に努めます。</p>
<p>みどりのネットワーク形成の促進</p> <p>河川や道路を大きなみどりの軸としての維持を進めながら、道路沿いの緑化推進などにより身近なみどりの軸の形成を目指すことで、みどりのネットワーク形成を図ります。</p>
<p>外来種対策</p> <p>外来種の影響について周知啓発に努めるとともに、必要に応じた外来種の駆除検討や市民と連携した駆除作業などにより、生物多様性の保全を進めます。</p>
<p>生態系に配慮した植栽の推進</p> <p>東京都との協力のもと、植栽面積や周辺環境を考慮したうえで「江戸のみどり登録緑地」や「在来種選定ガイドライン」などを用いた、生物多様性の視点を持った植栽を推進します。</p>



特定外来生物に指定されているクピアカツヤカミキリ



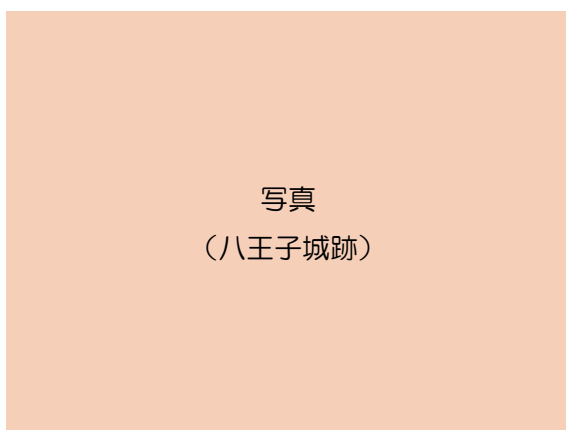
湧水地の外来種駆除

② 生産緑地地区の活用促進

具体的な取組み
<p>新たな制度を活用した農地の活用促進</p> <p>生産緑地地区は市街化区域内の貴重なオープンスペースとなっています。平成29年(2017年)の法改正により生産緑地地区内に農家レストランや直売所などの設置が新たに可能となりました。そのため、それら緩和制度の導入による農地の活用を促進します。</p>

③ レクリエーションの場としてのみどりの活用

具体的な取組み
<p>レクリエーションとしてのみどりの活用促進</p> <p>身近な遊びやスポーツの場としての公園の活用促進、関係機関と連携した高尾山周辺の水辺整備や八王子城跡の維持管理を通じて、レクリエーションとしてのみどりの活用促進を図ります。また、みどりをより活用しやすくなるように湧水めぐりマップなどの活用を図ります。</p>



Ⅱ. みどりの確保による豊かな自然環境との共生

施策方針

1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用

里山は、その特有の環境から大気浄化や水源涵養、レクリエーションなど多様な機能を有しています。また、エコロジカルネットワークとして重要な位置にあるため地域の生物多様性の保全からも非常に重要な存在となっています。本市には特別緑地保全地区に指定している「上川の里」や東京都条例で指定される「里山保全地域」などがあります。本施策では市を代表する自然的・文化的景観である里山を「保全のシンボル」として保全や活用の施策を展開します。

① 上川の里特別緑地保全地区の維持と活用

リーディング・プロジェクト

目的

本市の上川町に位置する上川の里特別緑地保全地区（以下、上川の里）は、良好な里山環境が残る都内でも有数の場所となっています。この環境は景観要素のほか生物多様性の保全や里山環境に親しむ場など重要な機能が多く備わっています。

そのため多様な機能を将来に継承するとともに、保全や活用の場としてモデルとなる先進的な取り組みを行っていくため、本施策では上川の里を保全のシンボルとして位置づけ、様々な手法を通じた良好な里山環境の保全と活用を推進します。



貴重な里山環境が残る上川の里

具体的な取組み

保全と整備の推進

上川の里を良好な里山として将来に継承するため上川の里に関わる地域住民やNPO、学識経験者、行政などが協働して『「上川の里」保全と整備の方針』を新たに策定しました。この方針に基づき、里山環境の適切な保全と様々な活用を推進します。

また、作成した方針については、地域住民などと話し合いながら、管理や利用実態に応じて見直しを行い、里山の保全と活用をテーマに市民活動の拠点を目指します。



里山景観の保全

特別緑地保全地区への指定拡大

上川の里と隣接する良好な自然環境を有する緑地については、「特別緑地保全地区」への指定を検討し、上川の里とのつながりを考慮したみどりの保全を実施します。

多様な主体と連携した保全と活用の推進

現在、上川の里の維持管理や利活用には地域住民やNPOなど様々な主体が関わっています。今後は事業者の参加などさらなる協働の拡大を目指し、行政、市民、NPO、事業者など多様な主体による協働の取組みを推進します。

特に上川の里の価値向上と活性化を目指し、子どもが里山にふれて学べる環境教育・環境学習の場、事業者によるCSR・CSV活動の場などでの活用を重点的に推進します。また、それら活動を地域住民と協力しながら実施して地域コミュニティの醸成を図るとともに、自然と人がふれあう場としての魅力を高めていきます。



豊かな環境を活かした環境学習



事業者のCSR活動による里山管理活動

② 東京都里山保全地域の維持と活用

具体的な取組み
<p>東京都との連携による保全管理</p> <p>東京都が良好な自然環境の継承のために指定している里山保全地域について、東京都との連携のもと適正な維持管理や活用を推進します。</p>
<p>多様な主体による保全活動の支援</p> <p>地域住民やNPOによる主体的な活動を支援し、連携を強化することによりさらなる里山の保全管理を推進します。</p>
<p>環境学習の場としての活用</p> <p>普段接することの少ない里山環境の大切さを認知してもらうために、市民が里山にふれ、学べる場として活用します。特に子どもを対象にした環境学習の拠点としての活用を推進します。</p>



八王子堀之内里山保全地域



八王子滝山里山保全地域

施策方針

2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全

まとまった樹林地は本市の豊かな自然環境のイメージをつくるとともに、雨水を浸透・貯留させる水源かん養など多様な機能を持っているため、環境保全の上でも重要です。本施策では将来にわたり本市の貴重な樹林地が維持されるための取組みを推進します。

① 特別緑地保全地区制度によるみどりの維持

具体的な取組み
<p>新規指定の検討</p> <p>建築等の行為が凍結的に制限される特別緑地保全地区は、二酸化炭素の吸収源や水源涵養機能など社会基盤となる機能を永続的に担保できる重要な樹林地です。こうした機能を維持するため、都市の歴史的・文化的価値を有し、生き物の生息空間として特に保全すべき緑地については、特別緑地保全地区への新規指定を検討します。</p>
<p>取得地の維持管理</p> <p>公有地として取得した特別緑地保全地区である上川の里特別緑地保全地区、金比羅特別緑地保全地区及び七国・相原特別緑地保全地区について、緑地の特性や目的に応じた緑地の保全を図ります。</p>

② 拠点となる樹林地の保全

具体的な取組み
<p>東京都緑地保全地域の適正管理</p> <p>市内にある12か所の緑地保全地域は、まとまりがある緑地で都市環境の維持や良好な景観形成など多くの公益的機能を有している樹林地となっています。今後、東京都とさらなる連携のもと、適正な管理と保全を推進します。</p>
<p>協働による樹林地保全の促進</p> <p>緑地保全地域では様々な活動団体との協働により保全や管理活動が行われています。今後も管理や活用に関して、これまでの取組みを継続するとともに、東京都との連携のもとNPOや事業者など多様な主体とのさらなる協働の強化を目指します。</p>
<p>東京都と連携した自然公園等の保全推進</p> <p>市内には4か所の都立自然公園と2か所の近郊緑地保全区域があり、丘陵地や山地の樹林地保全に寄与しています。そのため今後もみどりの継承のため東京都と連携した保全の推進に努めます。</p>

③ 高尾・陣場地域の保全推進

具体的な取組み

高尾・陣場ビジョンに基づく保全の推進

明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣場自然公園エリアは豊かな自然環境を有していると同時に多くの人々に活用される都内でも代表的なみどりとなっています。そのため高尾・陣場地区の自然環境の保全と利用の両立を目指し、東京都主導のもと平成30年（2018年）に「高尾・陣場地区自然公園管理運営計画 ～高尾・陣場ビジョン～」が策定されました。本市においても東京都及び関係団体と連携した本ビジョンに基づく、保全と活用を推進します。




写真
(高尾山)

施策方針

3. 生活と調和した身近なみどりの保全と創出

本市は樹林、農地、河川、公園など多様なみどりがまちの至る所に存在しています。それによりまちとみどりが調和し、市民がみどりによる恩恵を受けられる環境となっています。本施策では多様なみどりの保全や創出を推進し、まちとみどりが調和した環境の実現を目指します。

① 民有樹林地の保全

具体的な取組み
<p>斜面緑地保全区域制度による緑地保全</p> <p>市街化区域内に残る樹林地は景観形成や火災の延焼防止などの機能を有しています。そのため本市では、市街地の重要な樹林地については指定を行い、樹林地保全のための支援を実施しています。今後も、継続した支援による樹林地の維持に努めるとともに、新規指定の検討を進めるなど制度を活用した保全を進めます。</p>
<p>緑地保護地区制度による緑地保全</p> <p>市街化調整区域の樹林地を対象とした緑地保護地区については、土地所有者との協定による支援を行っています。引き続き、生き物の生息空間や市街地との緩衝帯として機能する樹林地について、制度を活用した保全を進めます。</p>
<p>新たな支援制度の活用と検討</p> <p>民有樹林地では、所有者の高齢化などにより維持管理が困難となり、樹林地が荒廃するケースも発生しています。樹林地の維持やみどりの機能を発揮するためには適正な維持管理が不可欠です。そのため斜面緑地保全区域や緑地保護地区を対象に、里山サポーター制度や学生ボランティアと連携した管理事業など、協働による支援を目指します。</p>
<p>保全団体と連携した管理</p> <p>NPOなどの保全団体により管理活動され良好な環境が維持されている樹林地については、引き続き保全団体と連携した樹林地管理を行います。</p>



市街地に残された貴重な樹林地



学生による樹林地の管理ボランティア

② 農地の保全

具体的な取組み
<p>生産緑地地区の保全</p> <p>生産緑地地区は農産物の供給だけでなく、火災の延焼防止など重要なオープンスペースとしての機能も発揮します。生産緑地地区の保全を推進するため、所有者の意向を踏まえつつ、生産緑地地区の新規指定や再指定を行います。また、現在生産緑地地区として指定されている農地については、周知啓発などによって特定生産緑地への移行を進めます。</p>
<p>農地の貸借促進</p> <p>遊休農地情報と担い手情報をマッチングさせ遊休農地の解消を図る農地バンク制度により貸借を推進してきました。今後も引き続き、制度を維持するとともに周知啓発による貸借の促進を図ります。また、法改正により可能となった生産緑地地区の貸借制度の運用による農地の保全を推進します。</p>
<p>地産地消の推進</p> <p>農地の継続した保全のため、道の駅八王子滝山を発信拠点とした地産地消の推進など安定的な営農環境の形成に努めます。</p>

コラム 『都市農地の位置づけの変化』

これまで都市農地は「宅地化すべきもの」とされてきました。しかし、消費者に近い場所での新鮮な農産物の供給や災害時に備えたオープンスペースの確保、都市における潤いや安らぎの提供など都市農地の価値の高まりから、国は都市農業振興基本計画において、都市農地を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけを大きく転換しました。

写真

③ 水辺地の保全

具体的な取組み
<p>湧水地の整備</p> <p>本市では水循環計画に基づき、湧水を活かした公園整備などによる湧水のネットワークづくりを推進してきました。今後も整備した湧水地について、適正な維持管理や外来種駆除などによる取組みを行います。</p>
<p>水質の保全</p> <p>貴重な水環境である水辺地を保全するため、河川水質のモニタリングや水生生物の調査を通じて適正な水環境の保全を目指します。</p>

④ 公園・緑地づくり

具体的な取組み
<p>「都市計画公園・緑地の整備方針」の推進</p> <p>東京都と市区町村が合同で作成する「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、まちの防災性の向上や自然と共生する都市の形成などの機能を備えた公園の整備を行い、一人あたりの公園面積の向上を目指します。</p> <p>(石川東公園、七国公園、富士森公園、片倉城跡公園、ひよどり緑地、明神町広田公園、天合峰公園)</p> <div data-bbox="1139 591 1420 663" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">一覧表追加予定</div>
<p>拠点となる公園づくり</p> <p>各地域の拠点となる公園や緑地について、優先的な整備を実施します。</p>
<p>都市公園の整備検討</p> <p>必要に応じた新たな都市公園の整備を検討します。</p>
<p>開発時におけるみどりの創出</p> <p>都市計画事業や大規模開発時に緑地や公園の設置を進めることにより、みどりの保全や創出を図り、みどりと調和した都市の形成に努めます。</p>

⑤ 多様な取組みによるみどりの維持・創出

具体的な取組み
<p>緑地協定によるみどりの創出</p> <p>多摩ニュータウンの一部地域では事業者と住民間の合意による緑地協定が締結されています。その結果、地域ぐるみで接道緑化が行われ良好な景観を形成しています。引き続き、緑豊かなまちづくりのため本制度の普及を推進します。</p>
<p>公共施設の緑化推進</p> <p>多くの市民が日常的に接する学校などの公共施設は緑化条例を用いた緑化や苗木供給事業の活用などによって緑化を推進します。</p>
<p>風致地区制度による景観の維持</p> <p>「多摩陵風致地区」については、開発等における建築規制や緑化の誘導により、周辺の良好な景観と一体となった地域の形成を推進します。</p>
<p>保全すべき緑地の明確化</p> <p>限られた財源で効果的なみどりの保全を推進するため、地域住民の意見をもとにした保全すべきみどりの選定を目指します。</p>
<p>みどりの資源循環の推進</p> <p>みどりを継続的に維持していくためには、みどりの資源化による資源循環が必要となります。そのため多摩産材の利用促進や木質ペレットストーブの導入、せん定枝の木質バイオマスボイラーなどへの利用による有効活用を図ります。</p>
<p>歴史と結びついたみどりの保全</p> <p>歴史・文化的に重要であり、地域の歴史を把握する上で大切な「天然記念物」に指定されている樹木の保全を図ります。</p>



緑地協定



天然記念物
(大塚神明社のイチヨウ)

Ⅲ. 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承

施策方針

1. みどりと人を未来へつなぐ取組みの推進

みどりの保全や創出は長い期間の継続的な取組みによって実現が可能となります。そのためには次世代を担う子どもたちの育成や活動の主体となる地域コミュニティの継続が重要です。本施策では市の特徴である多様なみどりを活用して子どもの健全な育成や地域コミュニティの醸成を推進します。

① 子どもにみどりの価値を継承する取組みの推進

リーディング・プロジェクト

目的

本市の豊かなみどりを将来に継承するためには、次世代を担う子どもたちにみどりがかけがえのないものであるとの認識を持ってもらうことが重要です。そのためにはみどりにふれる機会を創出し、みどりの大切さや面白さを知り、親しみを覚えてもらうことが大切になります。

また、これからの持続可能な社会の構築に向けても子どもたちへの教育・学習の重要性はますます高まってくると考えられます。

本施策では少子化の進行が予測される社会だからこそ、環境教育などを通じて子どもの健全な育成や持続可能な社会のための担い手づくりを目指します。



自然とふれあう体験型の環境学習

<p>具体的な取組み</p>
<p>体験を重視した環境教育・環境学習の推進</p> <p>本市は森林、河川、里山、田畑など様々な自然環境がありますが、子ども達は普段の生活でふれる機会が少なくなっています。子どもの健全な育成に寄与し、みどりに対する理解を深めるため、本市の多様な自然環境で五感を使って学ぶ環境教育、環境学習やプレーパーク事業などの充実に取り組み、子どもの健全な育成に寄与しながら、みどりに対する興味関心を高めます。</p>
<p>環境教育・環境学習推進のための支援</p> <p>学校の授業などで環境に関する学習を促進するため「はちおうじこども環境白書」などの環境副読本の発行・活用を行います。また教員などへは「環境教育プログラムガイドブック」を用いた環境教育活動の周知啓発を行います。</p> <p>また、総合的な学習の時間を利用して、環境市民会議の協力のもと実施している環境教育支援事業についても引き続き推進します。</p>
<p>多様な主体と連携した環境教育の充実化</p> <p>子どもたちの自然環境の機会を拡充するためには、民間事業者やNPO、市民の活躍も期待されます。現在市内では、多くの主体により様々な自然体験学習が行われていますが、今後もさらなる連携のもと子どもたちへの自然体験活動の充実化を目指します。</p>
<p>環境教育推進のための新たな仕組みの構築</p> <p>幼児期から学童期に多くの自然にふれる機会を作ることが環境に対する理解を深めるためには重要となります。そのため幼稚園、保育園、児童館、放課後子ども教室など子どもに関わる部署や機関との連携や協力をしながら、新たな仕組みの検討やモデル事業の実施などによりプログラムの充実化や環境教育推進のための仕組みを構築します。</p>

② みどりの活動を通じたコミュニティの形成

具体的な取組み
<p style="color: #4CAF50;">まちなかのみどりを活用したコミュニティ形成の促進</p> <p>人口は多いもののコミュニティの希薄な市街地では、新たなつながりの促進を目指し、市民による花壇づくり活動やアドプト活動など身近なみどりを多世代や地域の交流の場として活用します。また未利用地についてはみどりの創出とコミュニティの形成拠点となるよう、市民認定緑地制度の活用を検討します。</p>
<p style="color: #4CAF50;">郊外部のみどりの活用したコミュニティ形成の促進</p> <p>郊外部では比較的地域のつながりが強いものの、人口減少などにより地域コミュニティの維持が困難になると予測されます。これら地域では、地域住民による「上川の里」の維持管理活動や環境学習の支援活動、農村環境の維持向上のため住民主体による沿道集落のまちづくりなど地域の特徴あるみどりを活用したコミュニティの強化を目指します。</p>

コラム

『緑地を利用した学生主体による地域コミュニティ形成』

首都大学東京南大沢キャンパス内の松木日向緑地では、里山荒廃による生態系への悪影響、少子高齢化に伴うコミュニティの希薄化、自然利用の文化伝承の断絶など様々な社会的課題の解決を目的に学生主体による緑地の整備活動が行われています。

この活動では「学生のコミュニティ学習の場」や「多世代間交流の場」として緑地を位置づけており、大学・学生・地域住民が協働で活動に取り組んでいます。特に地域の子ども達を核とした多世代間交流によるコミュニティ形成を目指し、子どもたち向けの自然体験活動が活発に行われています。

大学生がつなぎ役となり、地域に根付いた活動が緑地をフィールドとして行われることで、豊かなコミュニティの形成に寄与しています。



施策方針

2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進

現在の地域社会が抱えるみどりの課題は多岐にわたっており、行政だけの対応が難しくなっています。このことから、地域の多様な主体が相互に補完し、協力し合いながら課題の解決を図ることが必要です。本施策では新たな担い手となる人材育成や多くの人がみどりと関わるきっかけ作りによって協働のすそ野を広げる取組みを推進します。

① 多様な世代がみどりと関わる機会の創出

具体的な取組み
<p>みどりと身近な関わりの推進</p> <p>まちなか緑花事業や市民農園などにより、生活に身近な環境で気軽にみどりにふれあえるきっかけ作りを行います。またそれら活動を通じて市民のQOL向上を目指します。</p>
<p>みどりを生かしたイベントの実施</p> <p>多くの市民が日ごろからみどりの機能や重要性を感じられるよう、みどりを活用した講習会や観察会、お祭りなどを開催し、みどりに親しむ機会をつくります。</p>



まちなか緑花事業による花壇づくり



写真（市民農園）



ガーデニング講座の実施

② みどりを支える人材の育成と活用

具体的な取組み	
人材の育成推進	みどりに関わる活動を行うためには、必要な技術や専門的な知識の習得が必要となります。そのため人材育成のための様々な取組みを展開し、本市の多様なみどりで活躍できる担い手の育成を進めます。
担い手への支援	担い手の活動を効果的に展開するため、活動の場のマッチングや団体間のネットワークづくりを支援することで、活動の輪のさらなる広がりを目指します。

表. 人材育成の取組例

項目	内容
環境学習リーダー養成講座	緑地の管理実習など環境に関わる全般的な知識を学び、地域の環境市民会議の活動を支援する人材育成を図ります。受講者は総合的な学習の時間を利用した環境教育支援事業などへ参加しています。
里山サポーター養成講座	下草刈りや間伐、炭焼きなどの実技や緑地保全活動の実例を学び、里山が持続的に維持されるための基礎的な手法の習得を目指します。講習により里山の再生を担う人材の発掘や育成を図っています。
グリーンパートナー養成講座	専門家による花壇づくりやメンテナンスなどガーデニングに関する講習や実習を通じて、地域の拠点花壇への人材供給や第34回全国都市緑化はちおうじフェアで培った市民意識の継承を図ります。
はちおうじ農業塾	露地栽培を中心とした野菜づくりについて専門家による実習や講義、市内農家によるアドバイスを受けながら、主要野菜栽培の知識、技術の習得を目指します。卒業生は農家開設型農園の利用や農業支援団体への参加などをされています。
庭木剪定講習会	

③ みどりの情報発信・普及啓発

具体的な取組み	
情報発信の強化	みどりの普及啓発や活用推進のため、市報、ホームページなど多くの媒体を用いた情報の発信と内容の充実をめめます。また、みどりの活動状況などをSNSにより素早く提供することで、活動への参加意欲向上を図るなど効果的な情報発信を進めます。さらに、みどりに関するマップの作成・活用などにより魅力あるみどりの普及啓発に努めます。

施 策 方 針

3. みどりを育む連携の強化

これまで本市では、多くの市民、事業者、NPOなどの協力のもとみどりの管理や保全が行われてきました。より良い環境を将来に引き継ぐためにはこの取組みを継続的に推進することが必要となります。本施策では市民・事業者・NPO・行政などの連携によるみどりの管理や活用を推進します。

① 市民との連携推進

具体的な取組み
<p>アドプト団体によるみどりの活動推進</p> <p>公園や道路、水辺を行政だけでなく、地域の住民や事業者との協働で管理を行うアドプト活動を継続して実施します。今後も市民、事業者などと協働で取り組むため、より幅広い主体への周知啓発などによる持続的なアドプト活動を推進します。</p>
<p>グリーンマッチング制度による樹林地の保全活動</p> <p>緑地の管理が行き届かない所有者と保全活動を行いたい団体を結び付ける「グリーンマッチング八王子制度」により、荒廃したまちなかの樹林地の再生や質の高い樹林地の維持を市民とともに図ります。</p>
<p>市民参加による公園づくり</p> <p>公園の新設や更新時には遊具や広場の名前を募集するなど、市民がより公園への愛着を持ち、管理運営への住民参加を図る取組みを進めます。</p>

コラム

写真

写真

② 広域・近隣自治体との連携促進

具体的な取組み

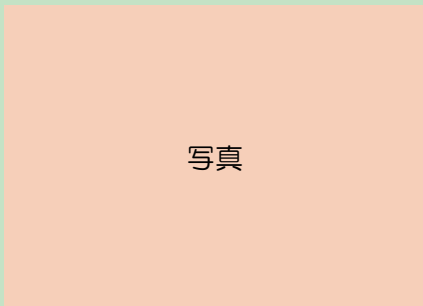
みどりの保全・活用のための地域連携促進

樹林地や河川などのみどりは連続性があるため、保全や活用に関しては近隣自治体との連携が不可欠となります。また、みどりに関わる課題は他自治体でも共通しているものがあり、連携して取組むことでより効果的な施策を展開できます。そのため近隣自治体や関係機関とみどりに対して共通意識を持ち、さらなる連携によって広域的なみどりの保全や活用を推進します。

コラム 『緑地の保全と活用のための広域連携』

多摩・三浦丘陵は本市から三浦半島へ続く丘陵地帯で、首都圏に残る貴重なみどりとなっています。しかし民有緑地の管理不足など、みどりを取り巻く状況は厳しくなっており、この広域的なみどりを保全・活用していくためには連携による取組みが不可欠です。

そのため多摩・三浦丘陵を抱える13自治体が、「多様な担い手との広域連携による緑と水景の保全・再生と交流の実現」を目標に平成18年度より「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関わる広域連携会議」を開催しています。ここでは新たな保全の仕組みづくりやウォーキングイベントの実施による魅力発信など保全と活用に向けた効率的な自治体間連携を図っています。



コラム 『流域連携による子どもたちの交流促進』

八王子市と日野市は、両市を流れる浅川を貴重な財産として平成23年度から流域連携事業を進めてきました。

この連携事業の一つとして、浅川を活用した子どもの交流事業を実施しています。子どもたちが普段触れる機会の少ない浅川の生き物の観察などを通じた自然体験学習によって、浅川に親しみ、大切さを知るきっかけとするとともに子どもたちの交流を図っています。



③ 事業者・教育機関との連携促進

具体的な取組み
<p>事業者との連携促進</p> <p>みどりの保全や活用には事業者の強みを活かした取組みが必要です。また、近年ではCSR活動だけでなくCSV活動も注目されています。そのため積極的な情報提供などにより主体的にみどりを保全・活用する事業者との効果的・効率的な連携を促進します。</p>
<p>教育機関との連携促進</p> <p>現在、小学校や大学の授業などでみどりの活用や周知啓発を実施しています。今後もこの取組みを継続するとともに、市内に21の大学などがある学園都市の特徴を活かして、大学ボランティアセンターとの連携した取組みによるみどりの保全や活用を図ります。</p>

コラム

【事業者の先進的な取組み】

本市では様々な事業者によって、低炭素社会の実現など持続可能な社会づくりや次世代育成のための積極的な環境保全活動や自然体験学習が行われています。

川町に位置する約27haの都有林では、セブン-イレブン記念財団により環境体験学習の拠点となる「高尾の森自然学校」が開校されています。ここでは東京都とセブン-イレブン記念財団との協定による協働事業として継続的な森林の整備活動や自然観察会、自然体験学習が行われています。

元八王子町と裏高尾町に位置する約50haの社有林では佐川急便㈱により持続可能な里山の再生や保全を目指す「高尾100年の森プロジェクト」が行われています。ここでは、里山の再生事業や自然体験学習が継続的に行われており、本市による「体験の機会の場」としての認定がされています。本市主催の里山体験学習なども開催されています。

写真

写真

第4章

地域別の方針

1 地域別の方針.....	56
2 中央地域.....	57
3 北部地域.....	61
4 西部地域.....	65
5 西南部地域.....	69
6 東南部地域.....	73
7 東部地域.....	77

1 地域別の方針

本市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」では、市域を6つに区分し、それぞれの地域の個性をつなぎ、重ね合わせ、市民と行政の協働により八王子のまちづくりを行うことを基本方針としています。

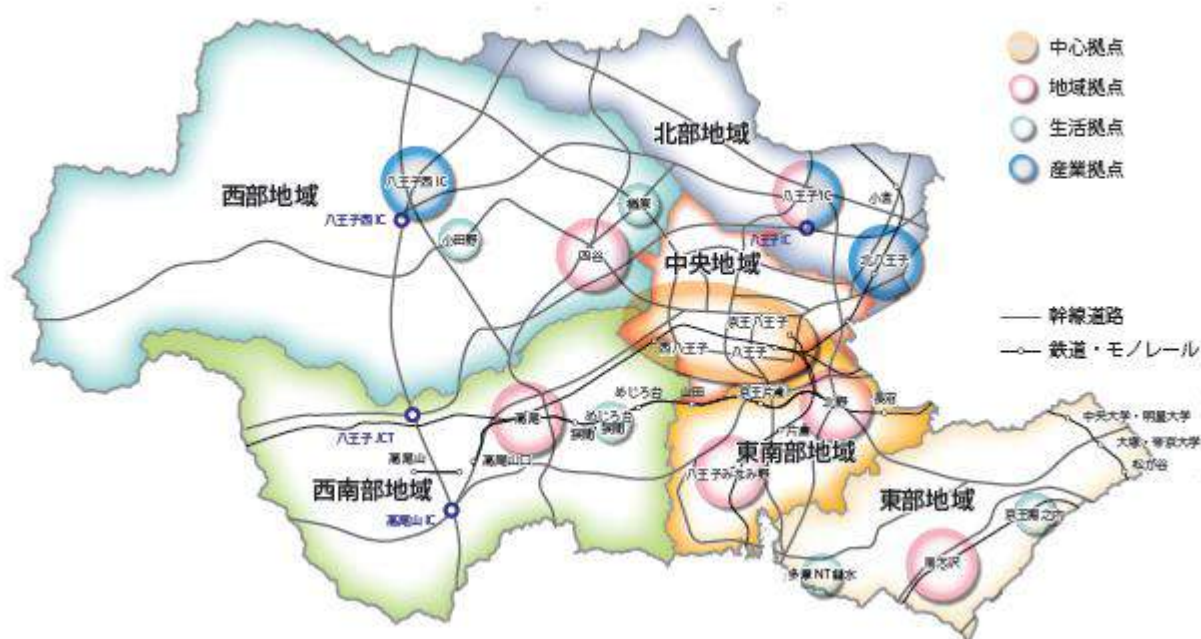


図. 地域区分（都市づくりビジョン八王子）

本章では、この6地域別の取組み及び向上するみどりの機能を示し、地域の特徴を活かした施策の展開を推進します。また緑化の推進を特に図る地区である緑化重点地区を「市街化区域全域」と定めます。

なお、各地域別方針の関連施策については「基本方針Ⅲ パートナーづくり」は全市共通のものであることから、「基本方針Ⅰ 質の向上」、「基本方針Ⅱ 量の確保」に基づき示しています。また「代表的なみどり」は各地域の環境市民会議の皆様の意見をもとに作成しました。

※みどりの機能凡例

- | | | |
|-----------|----------|--------------|
| 環：環境保全・改善 | 防：都市防災向上 | レ：レクリエーション |
| 景：景観形成・創出 | 子：子育て・教育 | コ：地域コミュニティ形成 |

2 中央地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

- 緑 被 率：9.3%
- 1人当たりの公園面積：2.3㎡/人
- 代 表 的 な み ど り：富士森公園、六本杉公園、浅川、甲州街道のイチョウ並木
- 地 域 の 特 徴

地域の中央を浅川が流れ、交通の要衝として発展した長い歴史を持つ商業地域を中心に市街地が形成されています。これを包み込むように周辺地域の山地や丘陵地が連なり、みどりと山並みが市街地の背景となっています。

地域の代表的なみどりである富士森公園では野球場やテニスコート、フットサルコートなどが整備されており、市民が多様なスポーツを楽しむ環境が整っています。またこども広場では大型遊具などが整備され、多くの子どもで賑わっています。

JR八王子駅前の花壇では、市民ボランティアによって花壇のデザイン決めから日常管理まで継続的な活動が行われ、駅前空間を彩っています。



富士森公園のサクラ並木



市民ボランティアによる駅前の花壇づくり

●中央地域の土地利用

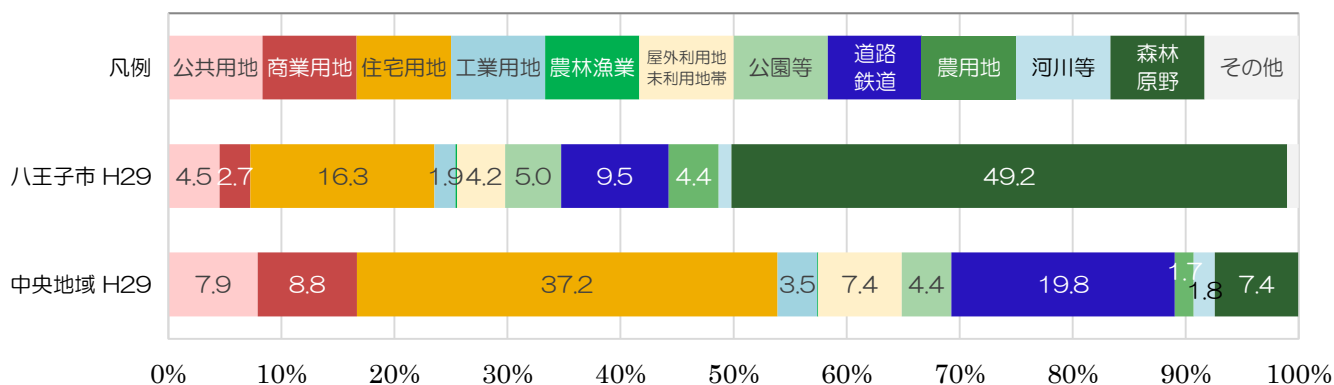


図. 中央地域の土地利用 (東京都土地利用現況調査より作成)

イ) 主な課題

- 緑被率、1人当たりの公園面積ともに6地域内で最も少なく、身近な公園などのオープンスペースの整備が求められます。
- 人口密集地である本地域では、災害時に避難や支援活動などに活用できる拠点が必要不可欠です。
- 中心市街地においては緑視の向上や省エネルギーの観点などから、積極的なみどりの創出を行うことが必要です。
- みどりが少ない本地域において、河川は貴重なみどりとなっています。そのため豊かなみどりの維持に努めるとともに、市民にみどりの価値を伝える場として活用することも必要です。

(2) 方針

① 拠点公園の整備や有効活用の促進

実施主体 : 市、事業者

関連施策 : リーディング・プロジェクト①

I-1-①、I-1-②、I-3-①、I-3-②、I-4-①

II-3-④

向上するみどりの機能：     

- 富士森公園、八王子駅南口集いの拠点、明神町広田公園、ひよどり緑地を多様な機能を有する地域の拠点公園として位置づけ、優先的な整備や有効利用を促進します。
- 八王子駅南口集いの拠点では、まちの新たな活力や魅力の創出及び防災機能を備えたオープンスペース確保のための活用を進めます。また民間活力の導入と有効活用を検討します。

② 市街地における質の高いみどりの創出

実施主体 : 市、市民、事業者

関連施策 : リーディング・プロジェクト②

I-2-①、I-2-②

向上するみどりの機能：  

- 建築や建替え等を契機として、条例による緑化義務や壁面緑化、みどりのカーテンなど様々な手法により、限られた空間を有効に活用しながら都市景観と調和した質の高いみどりの創出を図ります。
- 富士森公園でのグリーンパートナー養成講座と景観形成のためのモデル花壇づくり及びJR八王子駅前を地域の拠点花壇として位置づけ、市民主体による拠点花壇づくりによる質の高い景観と地域コミュニティの醸成を目指します。

③ 樹林地の維持活動の推進

実施主体 : 市、都、市民、事業者
 関連施策 : I-4-①、II-2-②
 向上するみどりの機能 : 環 景 コ

- ・東京都八王子暁町緑地保全地域では多様な主体によるみどりの維持活動を促進します。

④ 河川の保全や活用の促進

実施主体 : 市、都、市民
 関連施策 : リーディング・プロジェクト④
 I-3-①、I-4-①、II-3-③
 向上するみどりの機能 : 環 防 景 子

- ・浅川、川口川、南浅川は災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全・活用を促進します。また浅川を活用した子どもの交流事業など環境教育での活用を推進します。



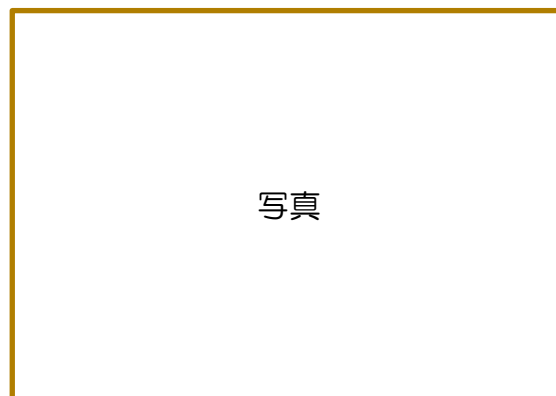
市民により管理されたJR八王子駅前花壇













子ども向け遊具が設置された富士森公園

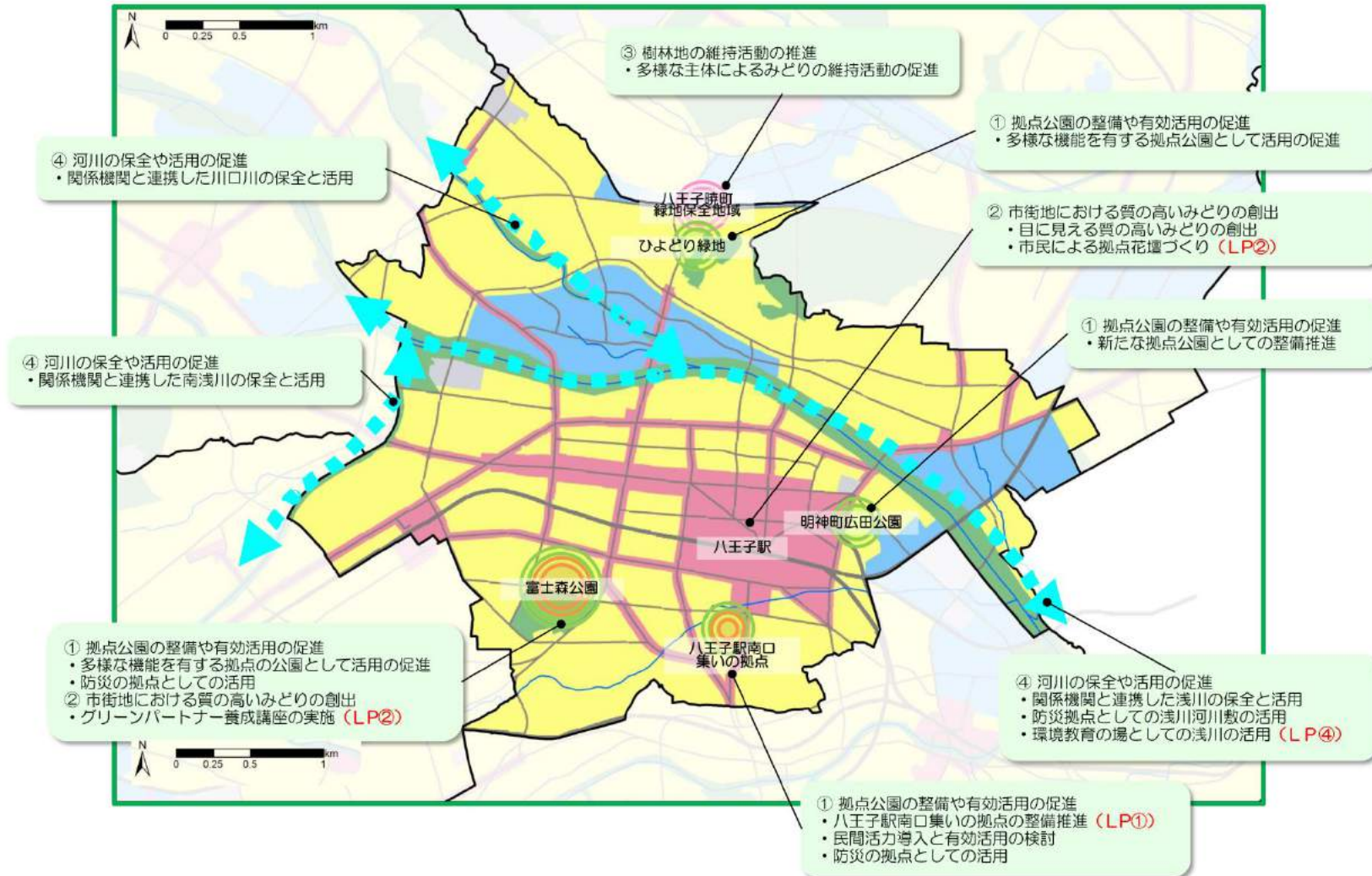


暁町緑地保全地域での緑地保全活動



地域別方針図（中央地域）

- | | | | | |
|--|---|---|--|---|
|  みどりの拠点（公園・緑地） |  みどりの拠点（樹林・里山） |  防災の拠点 | 土地利用方針 |  住居系土地利用 |
|  (LP) リーディング・プロジェクト |  水辺の軸 | |  商業・業務系土地利用 |  自然系土地利用 |
| | | |  産業系土地利用 |  公共公益施設 |



3 北部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

- 緑 被 率：47.8%
- 1人当たりの公園面積：23.14 m²/人
- 代 表 的 な み ど り：戸吹スポーツ公園、久保山公園、小宮公園、滝山自然公園、多摩川
高月町の田園風景
- 地 域 の 特 徴

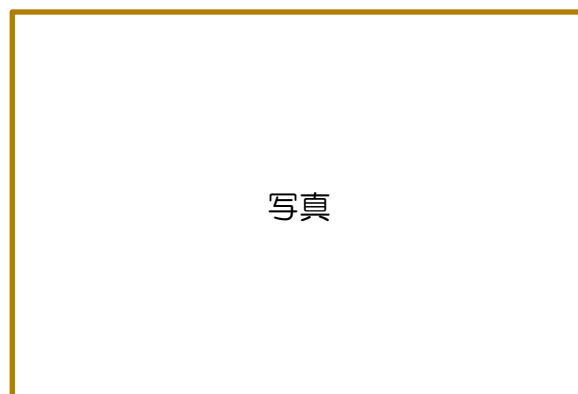
地域の中央を谷地川が流れ、新滝山街道や滝山街道が通り、その南北を加住丘陵がつつむような地形を有しています。

ごみの最終処分場跡地に整備された戸吹スポーツ公園は国内最大級のスケートパークやサッカー、ラグビー場などのほか、開放感のある原っぱ広場など市民のスポーツや癒しの場となっています。

高月町にはまとまった農地が残り、都内最大級の田園風景が広がっています。また八王子の農産物等の地産地消の場である「道の駅八王子滝山」が滝山町に立地しています。



戸吹スポーツ公園のスケートパーク



●北部地域の土地利用

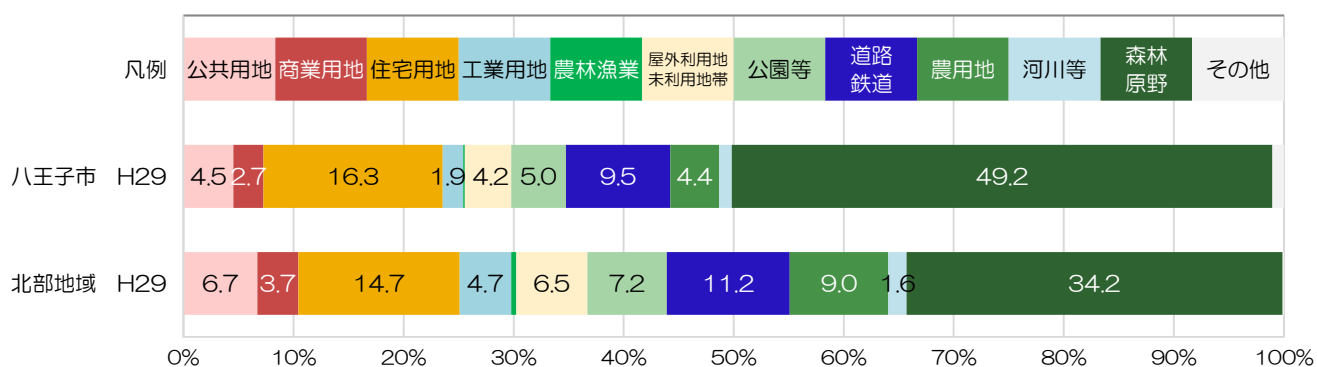







図. 北部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）

イ) 主な課題

- ・加住丘陵周辺には樹林地や里山など豊かなみどりが残り、市街地からの景観形成など多様な機能を有しているため、適切な保全に努める必要があります。
- ・まとまった農地を有する高月町や戸吹町などの良好な営農環境と集落環境の保全が必要となっています。





(2) 方針

① 拠点公園の整備や有効活用の促進

実施主体 : 市、都
 関連施策 : I-1-②、I-3-①、I-3-②、I-4-①、II-3-④
 向上するみどりの機能:      




- ・久保山公園、石川東公園を多様な機能を有する地域の拠点公園として位置づけ、優先的な整備や有効利用を促進します。
- ・都立小宮公園、都立滝山公園も多様な機能を有する地域の拠点公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都と連携・協力していきます。

② 樹林地や里山の保全と活用の促進

実施主体 : 市、都、市民、事業者
 関連施策 : リーディング・プロジェクト④
 II-2-②
 向上するみどりの機能:    

- ・加住丘陵の山林や丘陵地の豊かな自然環境を保全するため、東京都との連携のもと東京都緑地保全地域の管理や都立滝山自然公園、滝山近郊緑地保全区域などによるみどりの適正な維持・管理を図ります。
- ・八王子滝山里山保全地域は多様な主体による維持管理や活用を推進することで、良好な里山環境の保全を進めるとともに、環境教育の場として有効活用を図ります。

③ 農地の保全活用と地産地消の促進

実施主体 : 市、事業者
 関連施策 : リーディング・プロジェクト④
 II-3-②
 向上するみどりの機能:   

- ・多摩川に沿って広がる田園風景の継承と環境教育の場として活用に努めます。
- ・「道の駅八王子滝山」を発信拠点とした農作物の地産地消を促進します。

④ 市民による花壇づくりの推進

実施主体 : 市、市民
 関連施策 : リーディング・プロジェクト②

I-2-①

向上するみどりの機能 : 景 〇

- ・「道の駅八王子滝山」を地域の拠点花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。

⑤ 河川の保全や活用の促進

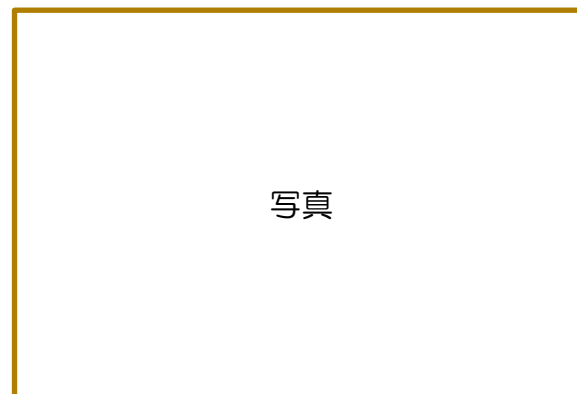
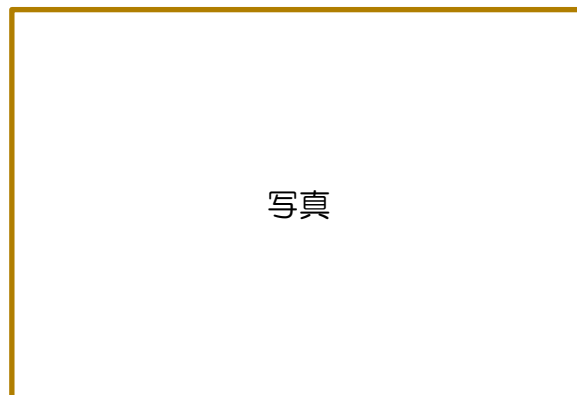
実施主体 : 市、都
 関連施策 : I-3-①、I-4-①、II-3-③

向上するみどりの機能 : 環 防 景

- ・谷地川は災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全・活用を促進します。



久保山公園の芝生広場

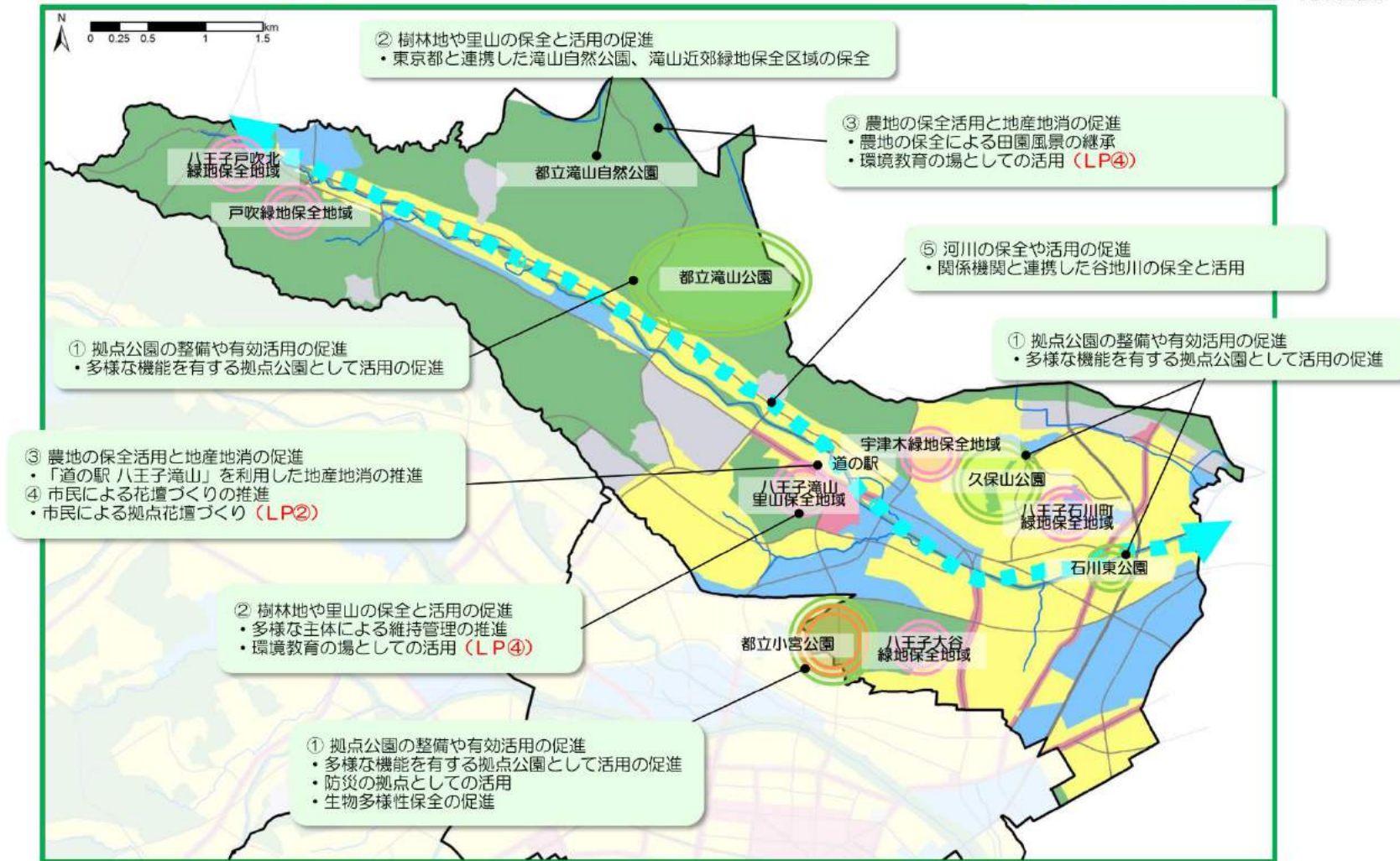


地域別方針図（北部地域）

- ◎ みどりの拠点（公園・緑地）
- ◎ みどりの拠点（樹林・里山）
- ◎ 防災の拠点

(LP) リーディング・プロジェクト ← → 水辺の軸

- | | |
|--|--|
| 土地利用方針 | 住居系土地利用 |
| ■ 商業・業務系土地利用 | ■ 自然系土地利用 |
| ■ 産業系土地利用 | ■ 公共公益施設 |



4 西部地域

(1) みどりの現況と課題

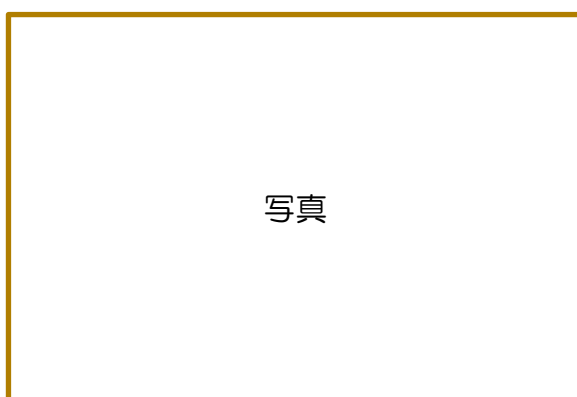
ア) 現況

- 緑 被 率：76.3%
- 1人当たりの公園面積：5.58㎡/人
- 代 表 的 な み ど り：小田野中央公園、清水公園、上川の里特別緑地保全地区、八王子城跡
高尾陣場自然公園
- 地 域 の 特 徴

豊かな自然環境を有する山地や丘陵地と、中央地域から連なる市街地で構成されています。地域の多くは市街化調整区域となっており、まとまりのある樹林地が広がるとともに、高尾陣場自然公園や八王子城跡などの観光や歴史文化資源が存在しています。

地域の代表的なみどりである小田野中央公園は市民との協働で取り組む「手づくり公園事業」により整備が行われました。また開園後も地域住民の主体的な活動により公園の維持管理や積極的な活用が行われています。

上川の里特別緑地保全地区は、田畑とそれを取り巻く樹林が一体で保全させている都内有数の里山環境で、地域住民やNPOなどによる保全と環境教育や企業のCSR活動などによる積極的な活用が行われています。



上川の里特別緑地保全地区

●西部地域の土地利用

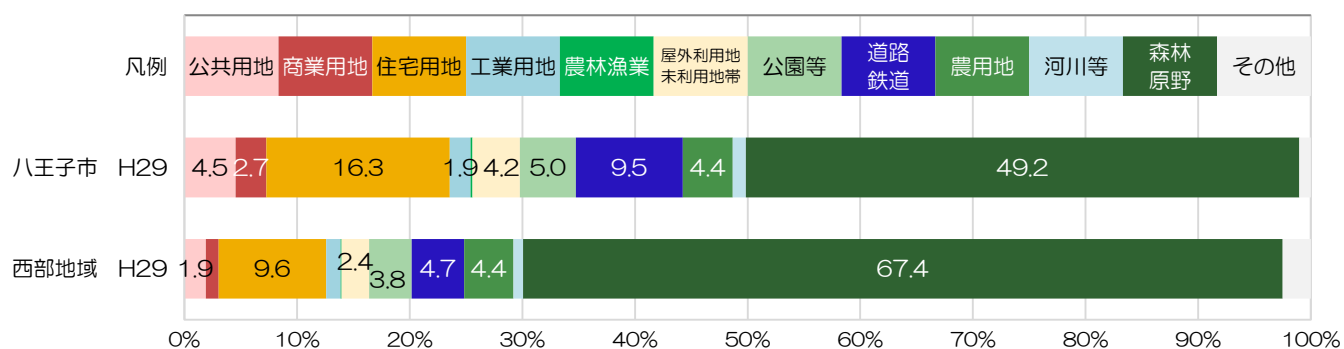


図. 西部地域の土地利用 (東京都土地利用現況調査より作成)

イ) 主な課題

- ・高尾陣場自然公園周辺は、豊かな自然環境を有している一方、多くの人々に利活用される市内でも代表的なみどりであり、保全と活用のバランスのとれた取組みが重要です。
- ・上川町に位置する「上川の里特別緑地保全地区」は、良好な里山環境が残る市内有数の場であり、景観要素だけでなく、生物多様性の保全や里山環境に親しむ場などの重要な機能が備わっていることから、保全に加え、活用の促進を図る必要があります。
- ・沿道集落等では、人口減少や高齢化が進行しており、周辺の自然環境の保全を前提とした地域コミュニティの維持、農林業の担い手定住など新しい居住スタイルの創出による地域づくりが必要です。

(2) 方針

① 拠点公園の整備や有効活用の促進

実施主体 : 市、市民

関連施策 : リーディング・プロジェクト②

: I-1-②、I-2-①、I-3-①、I-3-②、I-4-①、II-3-④

向上するみどりの機能:      

- ・小田野中央公園、清水公園、横川下原公園、天合峰公園を多様な機能を有する地域の拠点公園として位置づけ、優先的な整備や有効利用を促進します。
- ・小田野中央公園を地域の拠点花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。
- ・上壱分方町の大規模な公有地は、「新たな土地利用計画エリア」として位置づけ、周辺環境との調和と計画的な都市基盤施設の整備を前提とした、公園施設等の新たな土地利用の可能性を検討します。

② 里山環境の保全と活用の推進

実施主体 : 市、市民、事業者





関連施策 : I-3-②、I-4-①、II-1-①

向上するみどりの機能:      

- ・上川の里特別緑地保全地区を「環境保全のシンボル」として位置づけ、地域住民や事業者など多様な主体と連携した保全や活用を推進します。
- ・隣接する良好な自然環境を有するみどりは特別緑地保全地区への新たな指定検討により、上川の里とつながりを考慮した保全を図ります。

③ まとまりのあるみどりの保全と活用の促進

実施主体 : 市、都、市民、事業者
 関連施策 : リーディング・プロジェクト④
 II-2-②

向上するみどりの機能：   

- ・都立高尾陣場自然公園では、東京都や関係団体と連携して、「高尾・陣場ビジョン」に基づく保全と活用を推進します。
- ・高尾の森自然学校や高尾 100 年の森では、事業者との連携を強化するとともに事業者の強みを活かした取組みを進め、環境教育の場としての活用を図ります。
- ・八王子城跡などレクリエーションの場となるみどりについては、適切な維持管理による保全と活用の促進を図ります。





④ みどりを活用した地域コミュニティ醸成の促進

実施主体 : 市、市民
 関連施策 : II-1-①
 向上するみどりの機能：

- ・沿道集落や上川の里周辺など人口減少や高齢化が進行しているエリアでは、みどりを活用したコミュニティ醸成の促進を図ります。

⑤ 河川の保全や活用の促進

実施主体 : 市、都、市民
 関連施策 : リーディング・プロジェクト④
 I-3-①、I-4-①、II-3-③

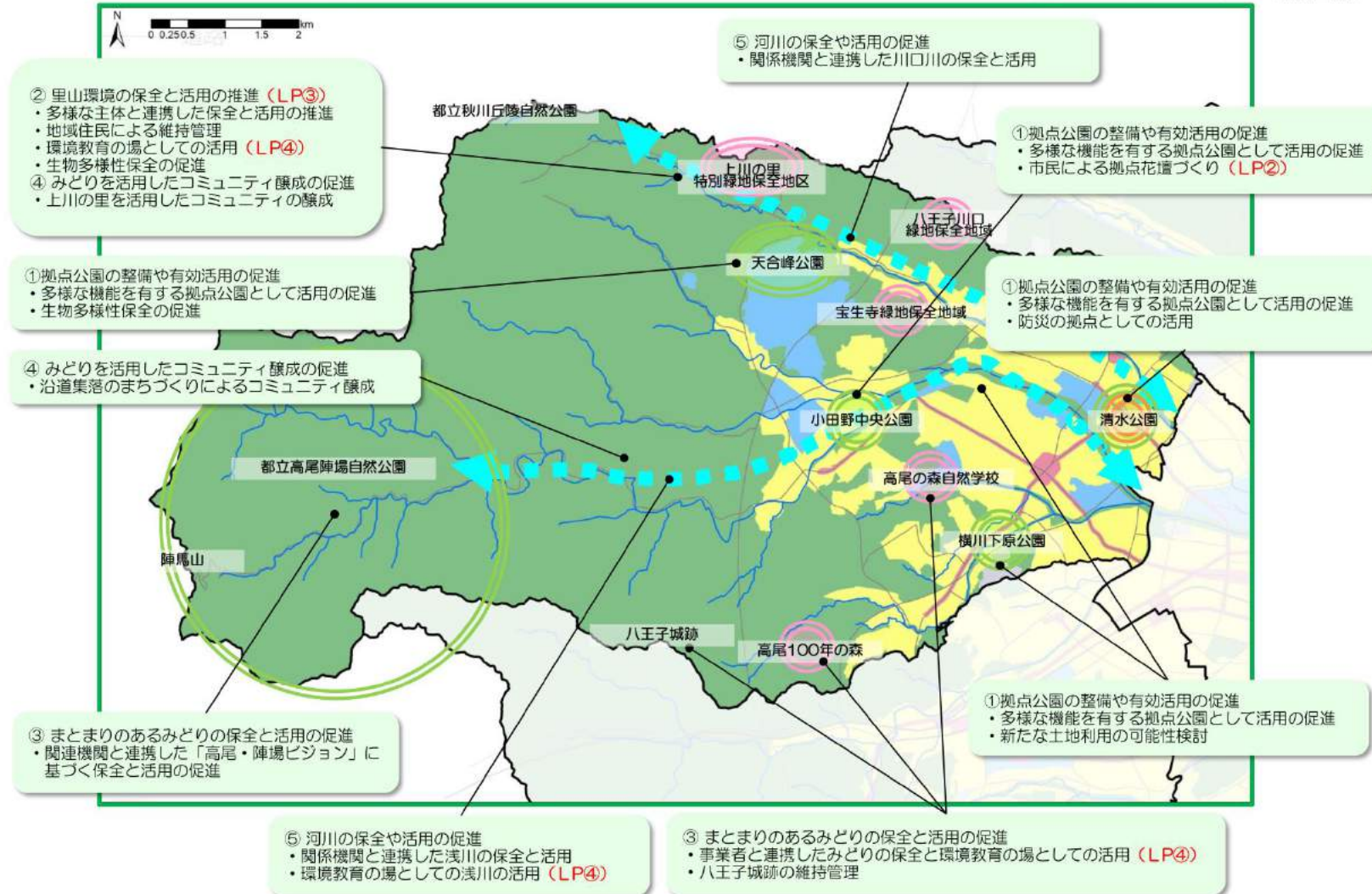
向上するみどりの機能：   

- ・浅川と川口川は災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全・活用を促進します。また浅川を活用した子どもの交流事業など環境教育での活用を推進します。

地域別方針図 (西部地域)

- ◎ みどりの拠点 (公園・緑地)
- ◎ みどりの拠点 (樹林・里山)
- ◎ 防災の拠点
- (LP) リーディング・プロジェクト
- ← → 水辺の軸

- 土地利用方針
- 住居系土地利用
 - 自然系土地利用
 - 商業・業務系土地利用
 - 産業系土地利用
 - 公共公益施設



5 西南部地域

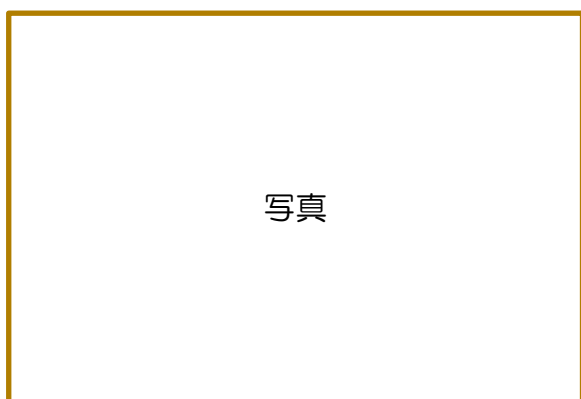
(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

- 緑 被 率：72.0%
- 1人当たりの公園面積：9.05 m²/人
- 代 表 的 な み ど り：高尾山、殿入中央公園、万葉公園、狭間公園、陵南公園、多摩森林科学園
甲州街道のイチヨウ並木
- 地 域 の 特 徴

豊かな自然環境を有する山地や丘陵地、丘陵地を造成した市街地、中央地域から連なる市街地を形成する低地で構成されています。甲州街道のイチヨウ並木、南浅川のサクラ並木、多摩御陵など観光や歴史文化資源となる自然環境が多く存在しています。

市を代表するみどりである高尾山がある明治の森高尾国定公園は、長期にわたり自然環境が保全されてきた歴史から、多種の動植物が生息している豊かな自然環境が保たれています。都心からのアクセスが良く、変化に富んだハイキングコースがあることなどから市民のみならず、多くの人々が訪れるエリアとなっています。



南浅川とサクラ並木

●西南部地域の土地利用

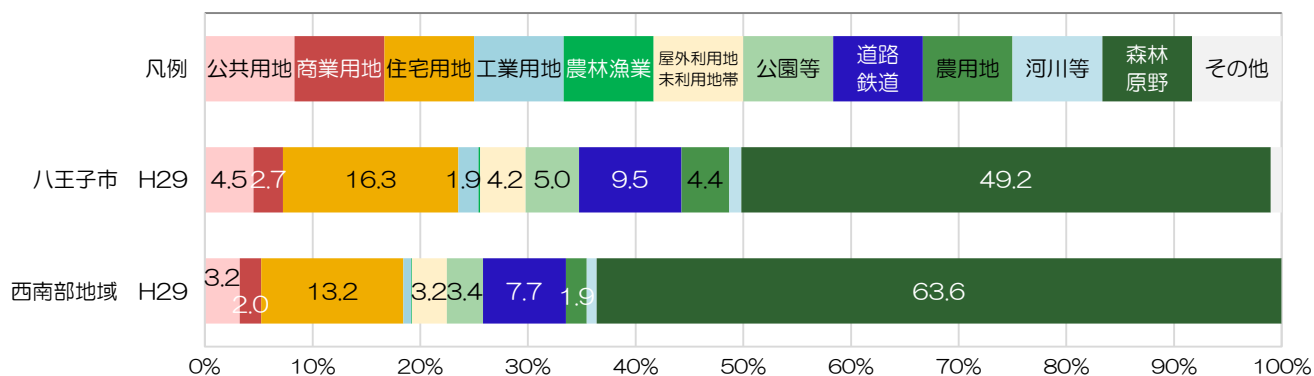


図. 西南部地域の土地利用 (東京都土地利用現況調査より作成)

イ) 主な課題

- 高尾山を有する「明治の森高尾国定公園」は貴重な自然環境がある一方、観光面から多くの人に利用されています。そのため、保全と活用のバランスのとれた取組みを行う必要があります。
- 多摩丘陵の西端と山地が接続している本地域においては、生物多様性保全の観点などからみどりの連続性を保つことが重要です。

(2) 方針

① 拠点公園の整備や有効活用の促進

実施主体 : 市、都
 関連施策 : I-1-②、I-3-①、I-3-②、I-4-①、II-3-④
 向上するみどりの機能 : 環 防 し 景 子 冚

- 殿入中央公園、狭間公園、万葉公園を多様な機能を有する地域の拠点公園として位置づけ、優先的な整備や有効利用を促進します。
- 都立陵南公園も多様な機能を有する地域の拠点公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都と連携・協力していきます。

② 高尾山周辺の保全と活用の推進

実施主体 : 市、都、事業者
 関連施策 : I-4-③、II-2-③
 向上するみどりの機能 : 環 し 景

- 明治の森高尾国定公園、高尾陣場自然公園では、自然環境の保全と利用のバランスを図るため東京都や関係団体と連携して、「高尾・陣場ビジョン」に基づく保全と活用を推進します。
- 高尾山口駅前では新たな水辺の整備による魅力ある親水空間の整備を進め、自然環境と調和した地域を目指します。

③ 多摩丘陵のみどりの連続性の確保

実施主体 : 市、都
 関連施策 : II-2-①、II-2-②
 向上するみどりの機能 : 環 景

- 金比羅特別緑地保全地区や八王子館町緑地保全地域などの適正な維持管理により、多摩丘陵のみどりの連続性を確保します。
- 多摩丘陵から三浦丘陵までの丘陵地の保全を広域的な連携により推進します。

④ 景観と一体となった地域の形成

実施主体 : 市、市民
 関連施策 : リーディング・プロジェクト②
 I-2-①、II-3-⑤

向上するみどりの機能：景 回

- ・横川町住宅を地域の拠点花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。
- ・多摩陵風致地区については、周辺の良い景観と一体となった住宅地の形成を促進します。

⑤ 河川の保全や活用の促進

実施主体 : 市、都
 関連施策 : I-3-①、I-4-①、II-3-③

向上するみどりの機能：環 防 景

- ・南浅川と湯殿川は災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全・活用を促進します。



殿入中央公園のローラー滑り台



横川町住宅 拠点花壇



多摩御陵（武蔵陵墓地）の並木

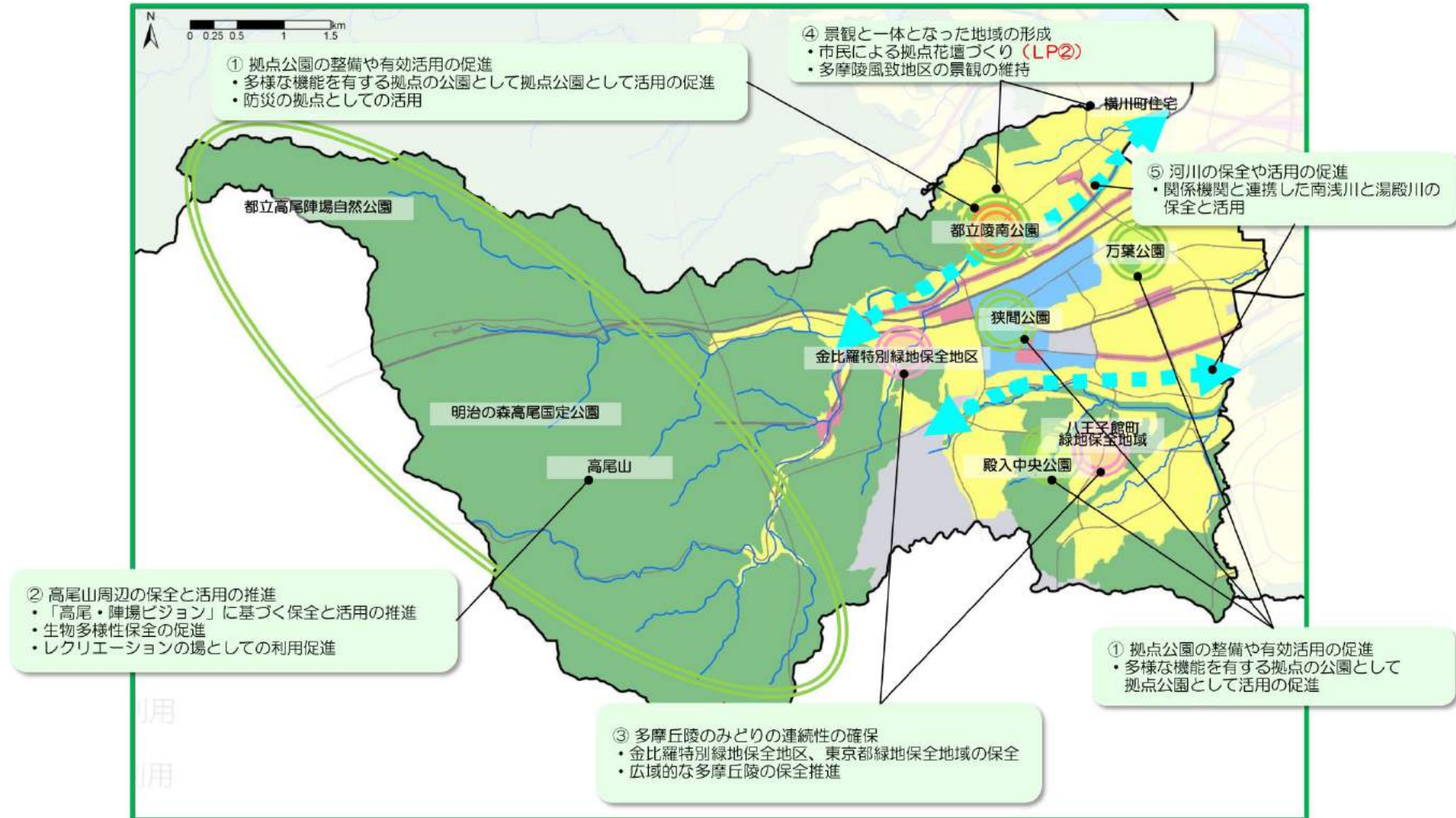


写真

地域別方針図（西南部地域）

- ◎ みどりの拠点（公園・緑地）
- ◎ みどりの拠点（樹林・里山）
- ◎ 防災の拠点
- (LP) リーディング・プロジェクト
- ◀▶ 水辺の軸

- 土地利用方針
- 住居系土地利用
 - 自然系土地利用
 - 商業・業務系土地利用
 - 産業系土地利用
 - 公共公益施設



6 東南部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

- 緑 被 率：25.3%
- 1人当たりの公園面積：18.61 m²/人
- 代 表 的 な み ど り：宇津貫緑地、片倉城跡公園、片倉つどいの森公園、長沼公園、小比企町の農地
- 地 域 の 特 徴

主要幹線道路と鉄道網による交通利便性の高い地域で、丘陵地を造成した市街地と、中央地域から連なる市街地を形成する低地で構成されています。八王子ニュータウンでは周辺のみどり豊かな自然環境と調和した住宅地を形成しています。また小比企丘陵には優良な農地が広がっており、居住と自然環境が調和した地域を形成しています。

地域を代表する宇津貫緑地は、ニュータウン開発時に自然環境の保全を目的に整備された緑地で地域のボランティア団体による継続的な保全活動が行われています。

片倉城跡公園は、東京都指定文化財である片倉城の城跡と周辺の自然環境の保全を目的に整備された公園で、様々な動植物が生息し、多くの草花によって季節感を感じられる場所となっています。



宇津貫緑地



片倉城跡公園

●東南部地域の土地利用

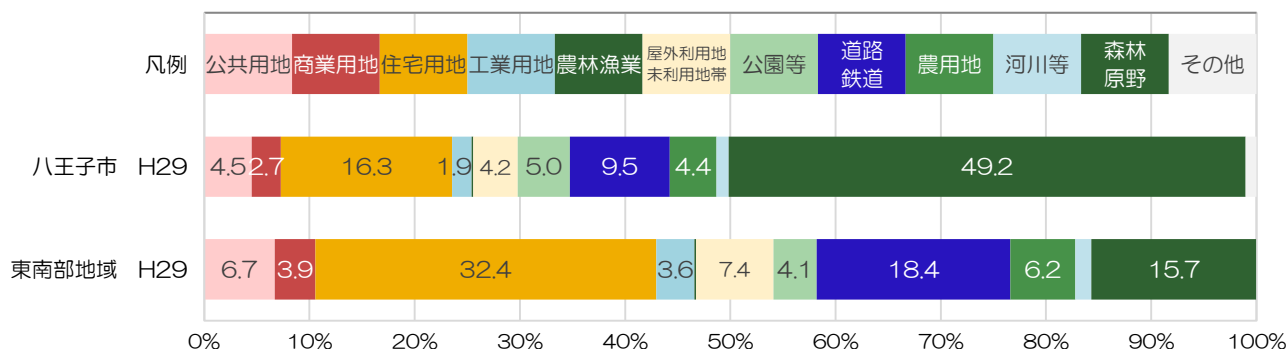


図. 東南部地域の土地利用 (東京都土地利用現況調査より作成)

イ) 主な課題

- ・多摩丘陵自然公園としてみどりの保全が図られていますが、まとまったみどりが少ないため、残るみどりを確実に保全していくことが重要です。
- ・地域の北西側には、まとまりのある農地が存在することから、人と自然とのふれあいの場となる身近なみどりとして、適切に保全・管理していくことが重要です。

(2) 方針

① 拠点公園の整備や有効活用の促進

実施主体 : 市、都、市民

関連施策 : リーディング・プロジェクト②

I-1-②、I-2-①、I-3-①、I-3-②、I-4-①、II-3-④



向上するみどりの機能：     

- ・片倉つどいの森公園、片倉城跡公園、宇津貫緑地を多様な機能を有する地域の拠点公園として位置づけ、優先的な整備や有効利用を促進します。
- ・都立長沼公園も多様な機能を有する地域の拠点公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都と連携・協力していきます。
- ・片倉つどいの森公園を地域の拠点花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。

② 多摩丘陵のみどりの連続性の確保

実施主体 : 市、都

関連施策 : II-2-①、II-2-②


向上するみどりの機能： 

- ・七国相原特別緑地保全地区の適正な維持管理や東京都との連携のもと都立長沼公園、都立多摩丘陵自然公園、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域の維持によって多摩丘陵のみどりの連続性を確保します。
- ・多摩丘陵から三浦丘陵までの丘陵地の保全を広域的な連携により推進します。

③ まとまりのある農地の保全

実施主体 : 市、事業者





関連施策 : II-3-②

向上するみどりの機能：  

- ・小比企周辺のまとまりのある農地は、農地バンク制度の活用などによる保全に努めます。

④ 河川の保全や活用の促進

実施主体 : 市、都、市民
 関連施策 : リーディング・プロジェクト④
 I-3-①、I-4-①、II-3-③

向上するみどりの機能：   

- ・浅川、湯殿川及び兵衛川は災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全・活用を促進します。また浅川を活用した子どもの交流事業など環境教育での活用を推進します。



防災拠点としても活用される片倉つどいの森公園



多摩丘陵の貴重な樹林地である都立長沼公園

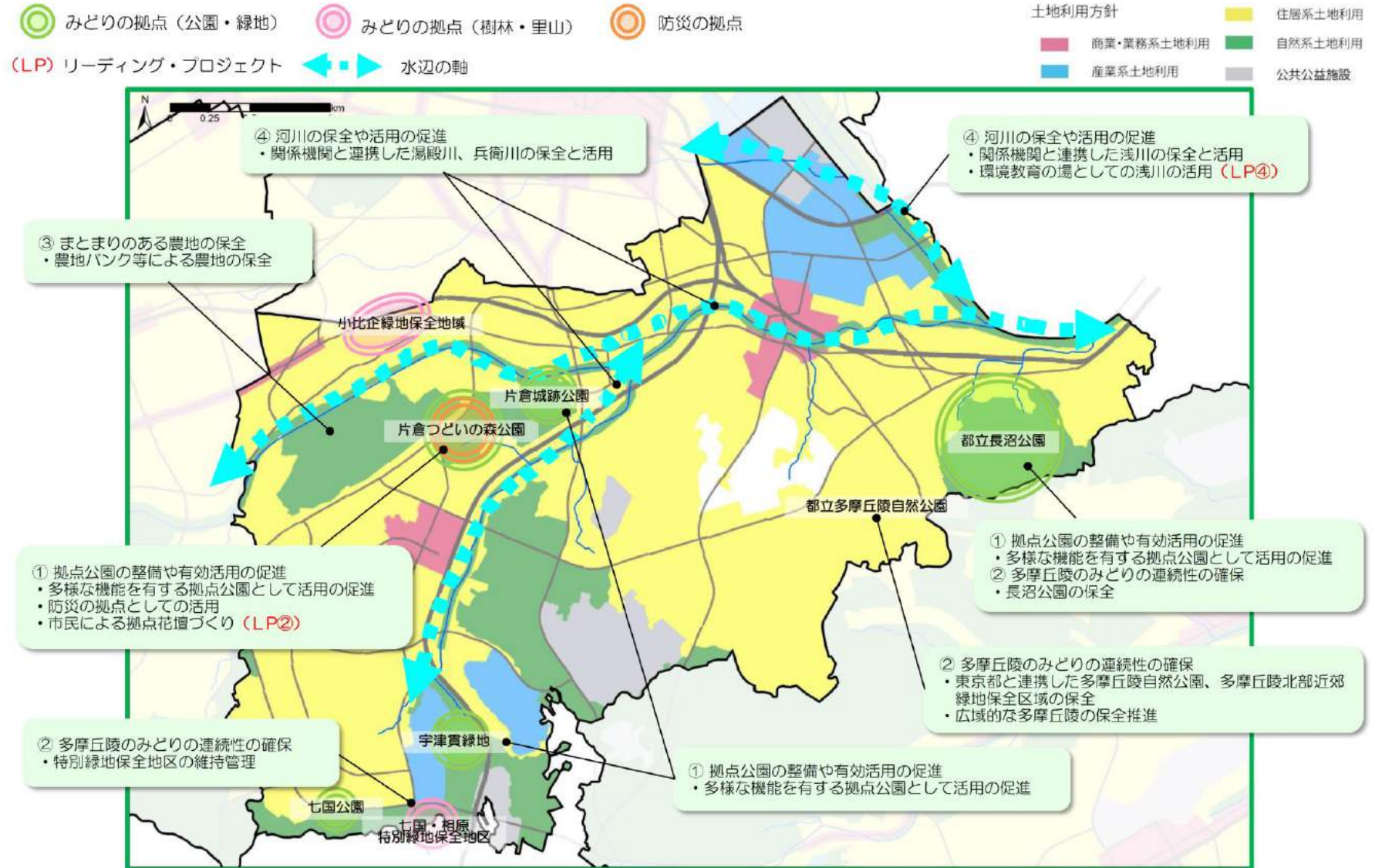


小比企町のまとまりのある農地



写真

地域別方針図（東南部地域）



7 東部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

- 緑 被 率：33.0%
- 1人当たりの公園面積：22.72 m²/人
- 代 表 的 な み ど り：長池公園、上柚木公園、堀之内寺沢里山公園、大塚公園、小山内裏公園
八王子堀之内里山保全地域
- 地 域 の 特 徴

起伏に富んだ地域の中央に大栗川が流れ、南側には計画的に開発された多摩ニュータウンとそれを取り囲む丘陵地、北部には多摩丘陵とその緑に包まれた落ち着いたたたずまいの住宅地で構成され、まちと自然が重なり合う地形を有しています。

多摩ニュータウン事業では大規模な開発が行われましたが、公園緑地が計画的に配置されるなどみどりによる美しい景観が形成されています。また重要里地里山や東京都里山保全地域など、かつての自然環境を残すみどりも多く存在します。

地域を代表するみどりである長池公園は、「里山公園構想」に基づく自然保全型の公園で雑木林やため池などのかつての自然環境が残されているとともに、地域のボランティア団体による活動や自然体験活動など多くの取組みが行われています。



長池公園 長池見附橋と姿池

『重要里地里山とは』

環境省は、里地里山を次世代に残していくべき自然環境の一つとして位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）」として平成27年（2015年）に全国500カ所を選出しました。都内8カ所の重要里地里山のうち本市は2カ所（長池公園、多摩丘陵（由木地区））選定されており、ともに東部地域にあります。

●東部地域の土地利用

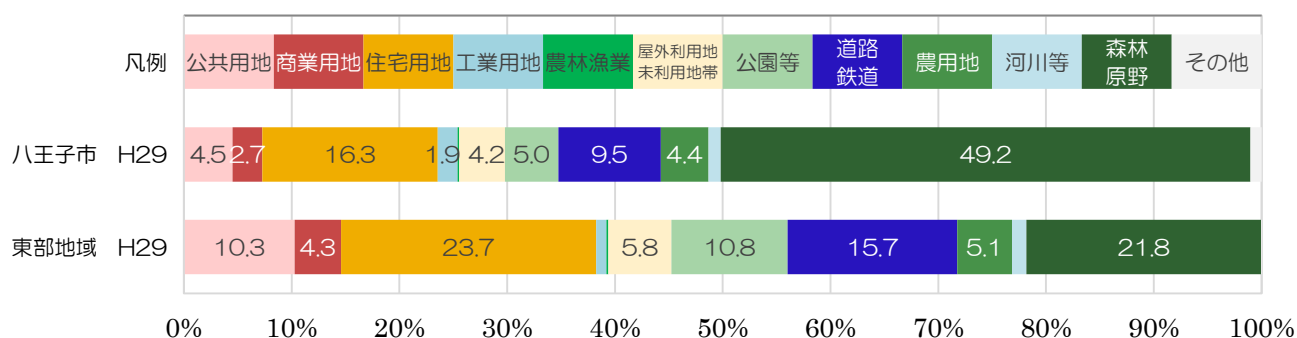


図. 東部地域の土地利用 （東京都土地利用現況調査より作成）

イ) 主な課題

- ・ニュータウン開発の際に保全されたみどりや、整備された公園を多く有することから、継続的な管理と更なる有効活用が必要です。また、大学等に通う学生の卒業後の定住意向調査では、「本市に住みたい」と回答した理由で最も多いものは「自然環境（緑・公園など）が良いから」でした。大学が特に多い本地域では、学生の定住意向向上のためにも公園緑地の管理と有効活用が重要です。
- ・多摩丘陵自然公園としてみどりの保全が図られていますが、まとまったみどりが少ないため、残るみどりを確実に保全していくことが重要です。

(2) 方針

① 拠点公園の整備や有効活用の促進

実施主体 : 市、都

関連施策 : リーディング・プロジェクト②

I-1-②、I-3-①、I-3-②、I-4-①、II-3-④



向上するみどりの機能：

- ・長池公園、上柚木公園、富士見台公園、堀之内寺沢里山公園、大塚公園を多様な機能を有する地域の拠点公園として位置づけ、優先的な整備や有効利用を促進します。
- ・都立平山城址公園、都立小山内裏公園も多様な機能を有する地域の拠点公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都と連携・協力していきます。

② 多摩丘陵のみどりの連続性の確保

実施主体 : 市、都

関連施策 : II-2-②

向上するみどりの機能：

- ・多摩丘陵自然公園に残されたまとまりのあるみどりである平山城址公園の維持や東京都との連携のもと都立多摩丘陵自然公園、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域の保全によるみどりの連続性の確保に努めます。
- ・多摩丘陵から三浦丘陵までの丘陵地の保全を広域的な連携により推進します。

③ 谷戸や里山と一体となったエリアの保全と活用

実施主体 : 市、都、市民、事業者



関連施策 : I-4-①、II-1-②

向上するみどりの機能：

- ・八王子堀之内里山保全地域や長池公園、堀之内寺沢里山公園など谷戸や里山と一体となったエリアは、多様な主体による保全活動を促進するとともに、環境教育の場としての活用を推進します。

④ 景観と一体となった地域の形成

実施主体 : 市、市民
 関連施策 : リーディング・プロジェクト②
 I-2-①、II-3-⑤

向上するみどりの機能:  

- ・「南大沢駅前」を地域の拠点花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。
- ・緑地協定により、沿道緑化の推進と周辺のみどりと調和した住宅地の形成を目指します。
- ・計画的に整備された道路植栽や公園などのみどりを管理し、ゆとりと開放感のある良好な住宅地を形成します。

⑤ 河川の保全や活用の促進

実施主体 : 市、都
 関連施策 : I-3-①、I-4-①、II-3-③

向上するみどりの機能:   

- ・大栗川及び大田川は災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全・活用を促進します。



大塚公園の芝生広場



南大沢駅前 拠点花壇



緑地協定による沿道の緑化



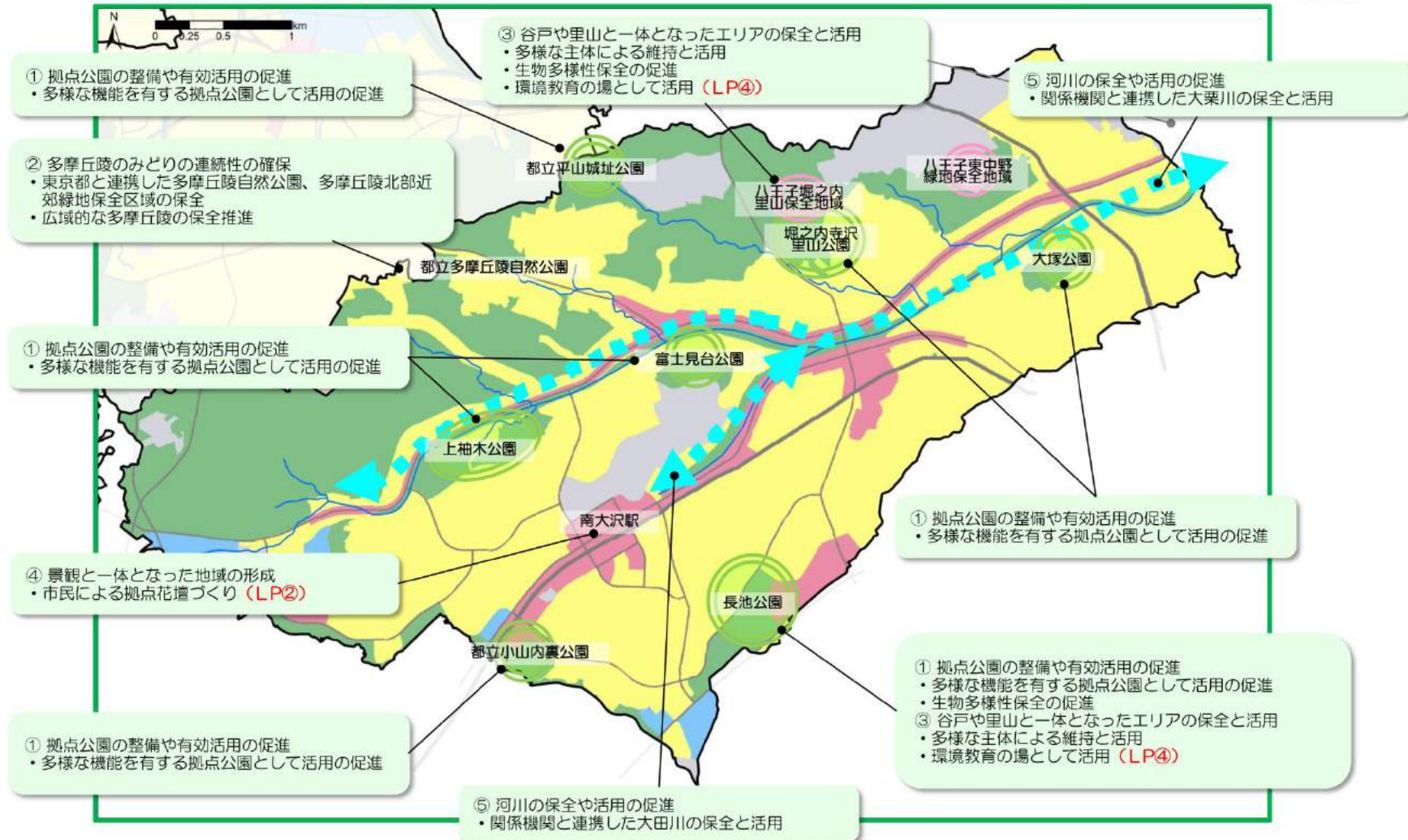
大栗川

地域別方針図（東部地域）

-
- みどりの拠点（公園・緑地）
 みどりの拠点（樹林・里山）
 防災の拠点
- (LP) リーディング・プロジェクト

 水辺の軸

- 土地利用方針
- 住居系土地利用
 - 自然系土地利用
 - 商業・業務系土地利用
 - 産業系土地利用
 - 公共公益施設



第5章

計画の進行管理

1 計画の進行管理.....	81
(1) 推進体制.....	81
(2) 進行管理.....	81
2 施策一覧.....	82

1 計画の進行管理

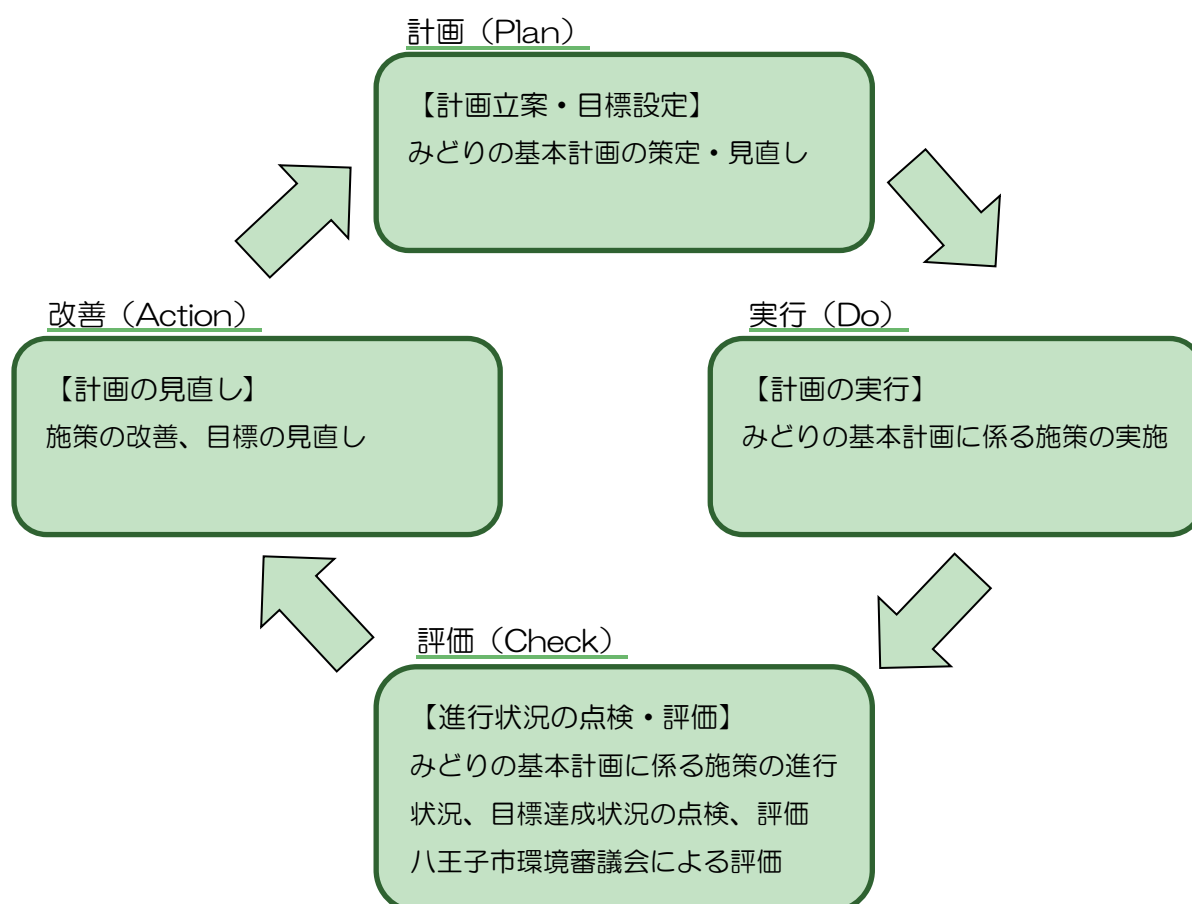
(1) 推進体制

本計画の取組みについては、市民・NPO・事業者・教育機関・行政など多様な主体との連携や協力により推進するものとします。

(2) 進行管理

本計画に基づく取組みを着実に実行し、実現性の高い計画とするため、計画の目標達成状況や取組みの進捗状況の管理を行います。この進行管理にあたってはPDCAサイクル【計画（Plan）-実行（Do）-評価（Check）-改善（Action）】による適切な運用を行います。

取組みの進行状況の確認については、環境分野の最上位計画である八王子市環境基本計画において年度ごとに行います。また、計画全体の施策の進行状況の点検・評価を行うため、計画を前期、中期、後期に分け、各期間での確認を実施します。



2 施策一覽

基本方針	施策方針	施策の展開	個別施策	担当所管	
Ⅰ みどりの活用により多彩なみどりの機能が 発揮されたまちづくり	1. みどりを活かした都市の価値向上	① まちの核となる新たな集いの拠点づくり	・八王子駅南口集いの拠点の整備推進	都市総務課	
		② 地域の魅力を高める公園・緑地づくり	・地域の特徴を活かした公園づくり ・ユニバーサルデザインの導入 ・民間活力の導入と有効活用	公園課	
	2. みどりによる快適性の向上	① みどりによる魅せる空間づくり	・市民主体によるまちなか緑花事業の推進	環境保全課	
		② まちなかの目に見えるみどりの創出	・緑化条例を活用したみどりの創出 ・みどりのカーテンの普及啓発 ・みどりを生み出す新たな制度の活用	環境保全課 環境政策課 公園課	
	3. みどりによる安心安全なまちの形成	① 都市防災に資するみどりの活用	・オープンスペースにおける都市防災機能の充実 ・農地の活用による防災機能の充実	防災課 公園課 環境保全課 農林課	
		② みどりの管理水準の維持向上	・長寿命化の推進 ・公園緑地等の安全対策 ・街路樹の適正管理	公園課 環境保全課 補修センター	
	4. 多彩なみどりの整備と活用の促進	① 生物多様性に配慮したみどりの管理	・生態系に配慮したみどりの維持管理 ・みどりのネットワーク形成の促進 ・外来種対策 ・東京都と連携した生態系に配慮した植栽の推進	環境保全課 環境政策課 公園課 水環境整備課 農林課	
		② 生産緑地地区の活用促進	・新たな制度を活用した農地の活用促進	都市計画課 農林課	
		③ レクリエーションの場としてのみどりの活用	・クリエイションとしてのみどりの活用促進	水環境整備課 公園課 文化財課	
	Ⅱ みどりの確保による豊かな自然環境との共生	1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用	① 上川の里特別緑地保全地区の維持と活用	・保全と整備の推進 ・特別緑地保全地区の指定拡大 ・多様な主体と連携した保全と活用の推進	環境保全課
			② 東京都里山保全地域の維持と活用	・東京都との連携による保全活用の推進 ・多様な主体による保全活動の支援 ・環境学習の場としての活用	環境保全課
		2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全	① 特別緑地保全地区制度によるみどりの維持	・新規指定の検討 ・取得地の維持管理	環境保全課 公園課
② 拠点となる樹林地の保全			・東京都緑地保全地域の適正管理 ・協働による樹林地保全の促進 ・東京都と連携した自然公園等の保全推進	環境保全課 環境政策課	
③ 高尾・陣場地域の保全推進			・高尾・陣場ビジョンに基づく保全の推進	環境保全課	
3. 市民生活と調和した身近なみどりの保全と創出		① 民有樹林地の保全	・斜面緑地保全地区制度による緑地保全 ・緑地保護地区制度による緑地保全 ・新たな支援制度の活用と検討 ・保全団体と連携した管理	環境保全課 環境政策課	
		② 農地の保全	・生産緑地地区の保全 ・農地の貸借促進 ・地産地消の推進	都市計画課 農林課	
		③ 水辺地の保全	・湧水地の整備 ・水質の保全	水環境整備課	

		④ 公園・緑地づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画公園・緑地の整備方針」の推進 ・拠点となる公園づくり ・都市公園の整備検討 ・開発時におけるみどりの創出 	公園課
		⑤ 様々な取組みによるみどりの維持・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地協定によるみどりの創出 ・公共施設の緑化推進 ・風致地区制度による景観の維持 ・保全すべき緑地の明確化 ・みどりの資源循環の促進 ・歴史と結びついたみどりの保全 	環境保全課 環境政策課 農林課 文化財課
目 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承	1. みどりと人を未来へつなぐ取組みの推進	① 子どもにみどりの価値を継承する取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育、環境学習の推進 ・環境教育、環境学習推進のための支援 ・多様な主体と連携した環境教育の充実化 ・環境教育推進のための新たな仕組みの構築 	環境保全課 環境政策課 水環境整備課 農林課 子どものしあわせ課 保育幼稚園課 児童青少年課
		② みどりの活用を通じたコミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかのみどりを活用したコミュニティ形成の促進 ・郊外部のみどりを活用したコミュニティ形成の促進 	環境保全課 公園課 路政課 土地利用計画課
	2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進	① 多様な世代がみどりと関わる機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりとの身近な関わりの推進 ・みどりを生かしたイベントの実施 	環境保全課 農林課
		② みどりを支える人材の育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成推進 ・担い手への支援 	環境政策課 環境保全課 農林課
		③ みどりの情報発信・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の強化 	公園課 環境政策課 環境保全課 水環境整備課
	3. みどりを育む連携の強化	① 市民との連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ・アドプト団体によるみどりの活動推進 ・グリーンマッチング制度による樹林地の保全活動 ・市民参加による公園づくり 	公園課 路政課 水環境整備課 環境政策課 環境保全課
		② 広域・近隣自治体との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全・活用のための地域連携促進 	環境保全課 水環境整備課
		③ 事業者・教育機関との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者との連携促進 ・教育機関との連携促進 	環境保全課